

# 文教警察委員会会議記録

文教警察委員長 竹内 小代美

## 1 日 時

平成26年12月8日（月） 午後1時03分から  
午後4時27分まで

## 2 場 所

第2委員会室

## 3 出席した委員の氏名

竹内小代美、戸高賢史、三浦公、麻生栄作、尾島保彦、平岩純子、小野弘利

## 4 欠席した委員の氏名

なし

## 5 出席した委員外議員の氏名

後藤政義、桜木博

## 6 出席した執行部関係の職・氏名

教育長 野中信孝、警察本部長 奥野省吾 ほか関係者

## 7 会議に付した事件の件名

別紙次第のとおり

## 8 会議の概要及び結果

- (1) 第120号議案職員の給与に関する条例等の一部改正のうち本委員会関係部分については、可決すべきものと、第4号報告大分県使用料及び手数料条例の一部改正のうち本委員会関係部分については、承認すべきものと、総務企画委員会に回答することに、いずれも全会一致をもって決定した。
- (2) 第135号議案大分県立学校の設置に関する条例の一部改正について及び第136号議案大分県立芸術会館の設置及び管理に関する条例の廃止については、可決すべきものと、第5号報告訴えの提起については、承認すべきものと、いずれも全会一致をもって決定した。
- (3) 陳情47について、質疑を行った。
- (4) 平成27年度当初予算の要求状況について及び交番の建て替え状況について、警察本部から報告を受けた。  
平成27年度当初予算の要求状況について、平成25年度「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」の結果（速報）について及び平成26年度全国体力・運動能力、運動週間等調査結果についてなど、教育委員会から報告を受けた。

(5) 閉会中の継続調査について、所定の手続をとることとした。

9 その他必要な事項

なし

10 担当書記

議事課議事調整班	主幹	堺田健
政策調査課政策法務班	主査	長友玉美

# 文教警察委員会次第

日 時：平成26年12月8日（月）13：00～

場 所：第2委員会室

## 1 開 会

## 2 警察本部関係

13：00～13：45

### (1) 合い議案件の審査

第 4 号報告 大分県使用料及び手数料条例の一部改正について

### (2) 諸般の報告

①平成27年度当初予算の要求状況について

②交番の建て替え状況について

### (3) その他

## 3 教育委員会関係

13：45～16：00

### (1) 合い議案件の審査

第120号議案 職員の給与に関する条例等の一部改正について

### (2) 付託案件の審査

第135号議案 大分県立学校の設置に関する条例の一部改正について

第136号議案 大分県立芸術会館の設置及び管理に関する条例の廃止について

第 5 号報告 訴えの提起について

### (3) 付託外案件の審査

陳 情 47 教育委員会に対して、「親子で学ぶ韓国平和の旅」もしくはそれに類するツアーを今後は実施しないように指導を求めることについて

### (4) 諸般の報告

①平成27年度当初予算の要求状況について

②平成25年度「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」の結果（速報）について

③平成26年度全国体力・運動能力、運動週間等調査結果について

④子どもの力と意欲の向上に向けた「芯の通った学校組織」活用推進プランについて

⑤大分県グローバル人材育成推進プランについて

⑥大分県人権教育推進計画（改訂版）の素案について

⑦ミニ懇に関する調査結果及び平和授業等について

⑧道徳教育の現状及び今後の取組について

### (5) その他

#### 4 協議事項

16:00～16:10

- (1) 閉会中の継続調査について
- (2) その他

#### 5 閉会

## 会議の概要及び結果

**竹内委員長** ただいまから、文教警察委員会を開きます。

審査に入る前に、一言申し上げます。

皆さまご承知のとおり、去る10月29日の議会運営委員会において、議会運営改革の一環として、常任委員会における委員間討論の活性化が決定されました。

委員の皆さまには、審査の各過程におきまして、一層、忌憚のない委員間の意見交換・討論が行われますようご協力をお願いします。

また、議会運営改革に関連しまして、本日は、委員外議員として、桜木議員、後藤議員が出席されています。

ここで、委員の皆様に、委員外議員の発言についてお諮りします。

委員外議員からの発言の申し出については、会議規則により、委員会がそれを許すか否かを決めると定められております。

議事の円滑な運営のため、本日の委員会以降、委員の皆様から特にご異議が出た場合を除き、その発言を許すか否かについては、委員長に一任いただきたいと存じますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

**竹内委員長** ご異議がないので、委員外議員の発言を許すか否かについては、委員長に一任いただきます。

次に、委員外議員に申し上げます。

発言を希望される場合は、各付託議案及び諸報告の区切りごとに、委員の質疑、討論終了後、挙手をし、私から指名を受けた後、長時間にわたらないように、ご発言願います。

なお、委員会審査の進行状況を勘案しながら議事を進めてまいりますので、あらかじめご了解願います。

これより、警察本部の審査に入ります。

初めに、合い議案件の審査を行います。

第4号報告大分県使用料及び手数料条例の一部改正について、執行部の説明を求めます。

**曽根警務部長** 第4号報告大分県使用料及び手数料条例の一部改正についてご説明いたします。

議案書では90ページになりますが、お手元の文教警察委員会説明資料に沿ってご説明いたします。

1ページの資料1をお開きください。

項目1の概要に記載のとおり、本年3月28日に公布し、4月1日に施行された大分県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例におきまして、知事から市町村へ事務の権限移譲が完了した火薬類関係事務の項中「譲渡又は譲受許可手数料」に係る規定を削除しました。

本規定に係る事務については、都道府県知事のほか、火薬類取締法の読みかえ規定による都道府県公安委員会の事務でもあり、条例から削除したことは、誤りであることが判明

したものです。

火薬類取締法の読みかえ規定については、その下の法の抜粋をごらんください。

法第17条には、「火薬類を譲り渡し、又は譲り受けようとする者は、経済産業省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。」と規定されております。

一方、同法第50条の2には、けん銃等又は猟銃にもっぱら使用されるものに関しては、第17条中、都道府県知事とあるのは都道府県公安委員会と読みかえるものとするのが規定され、けん銃又は猟銃に使用されるものについては、公安委員会の権限とされているものです。

2ページをお開きください。

項目の3は、条例の改正誤りに伴う対応でございます。

条例の誤りを速やかに訂正する必要がございましたので、地方自治法第179条第1項に基づき、専決処分を11月7日付でさせていただいたものでございます。

また、この火薬類の譲り受け等に関して平成26年4月1日以降に徴収した手数料については、①この手数料は申請者に提供する役務、許可事務への対価として本来徴収すべきものであること、②既に市町村に申請した方や今回の改正後に県に申請される方との公平性を確保する必要があること、③この手数料が地方公共団体の手数料の標準に関する政令において標準的に徴収すべき額が全国共通で規定されていること、以上のことから、改正の内容は本年4月1日に遡及して適用いたしました。

県警では、その下の表に記載しておりますように、本年4月1日から11月6日までの間に当該事務に関し、手数料をいただいた413名の申請者の皆様に対しまして、各警察署から事情をご説明申し上げ、ご理解をいただいたところでございます。

項目の4は、条例の改正誤りが生じた法令審査の不備等の原因及び根拠法令の確認の徹底等の再発防止策でございます。

説明は以上でございます。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

**竹内委員長** 以上で、説明は終わりました。これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う者あり〕

**竹内委員長** 別にご質疑等もないので、これより採決いたします。

本案のうち、本委員会関係部分については、承認すべきものと総務企画委員会に回答することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

**竹内委員長** ご異議がないので、本案のうち、本委員会関係部分については、承認すべきものと、総務企画委員会に回答することに決定いたしました。

以上で、合議案件の審査を終わります。

次に、執行部より報告をしたい旨の申し出がありましたので、これを許します。

**姫野会計課長** 警察本部の平成27年度当初予算の要求状況につきまして、お手元の平成27年度当初（骨格）予算（一般会計）の要求概要により、ご説明いたします。

1ページをお開きください。

平成27年度当初予算は、来年4月に統一地方選挙が行われることから、人件費、扶助

費、公債費などの義務的経費や、継続事業を中心とした骨格予算として編成されます。

このうち、景気・雇用対策や、防災・減災対策など喫緊の政策課題などについて、年度当初から執行が必要な事業は、新規事業であっても要求しております。

詳細につきましては、40ページをお開きください。

警察本部における事業費の平成27年度当初要求額は、54億297万3千円でございます。

平成26年度当初予算額と比較しますと別府警察署整備事業の終了等に伴いまして、1億8,774万円、率にして3.4%の減額となっております。

次に、事業体系につきまして、ご説明いたします。

大分県長期総合計画「安心・活力・発展プラン2005」における政策のうち、安心・安全な暮らしの確立に向けた事業のうち、主なものを記載しております。犯罪に強い地域社会の形成のための大分東警察署整備事業など5事業、安全で快適な交通社会の実現のための交通安全施設整備費でございます。

それでは、主な事業の概要をご説明いたします。

41ページをごらんください。

表の1番上、大分東警察署整備事業の要求額は2億7,692万2千円でございます。

大分県土地開発公社から造成後の建設用地の取得及び庁舎の実施設計を行うものでございます。

本年度予算におきまして、用地取得のための債務負担行為を設定させていただき、現在、大分県土地開発公社が住友化学株式会社から建設用地を取得するための諸準備を進めているところでございます。新庁舎の建設につきましては、平成28年度から29年度の2カ年で実施したいと考えております。

その次、特殊詐欺被害防止総合対策事業は新規事業であり、要求額は1,891万1千円でございます。

県下のオレオレ詐欺等の特殊詐欺被害は、本年11月末現在、161件、約5億5,900万円に及び、件数、被害金額とも昨年1年間の被害を既に上回る、大変厳しい状況でございます。

中でも高齢者の被害は、全体の半数を超える約57%となっております。そこで、高齢者等の被害防止対策を強化するため、映像資機材等を活用した効果的な広報啓発や、特に被害に遭うおそれの高い独居高齢者等に対しましては、犯人からの電話への対応要領や具体的な手口の内容等について、最新の情報に基づき、きめ細かな注意喚起を実施したいと考えております。また、犯人から高齢者等に電話があった際、通話内容の録音を行う旨の警告等が可能な機器の貸し出しを実施したいと考えております。

その次、街頭防犯カメラ設置促進事業の要求額は、500万円でございます。

本年度に引き続き、犯罪多発地域の自治会等が設置する街頭防犯カメラ設置経費に対しまして、その2分の1、1団体50万円を限度としまして、助成を行いたいと考えております。

1番下、交通安全施設整備事業費の要求額は、7億6,312万1千円でございます。

信号機や道路標識等の整備を進め、人と車が共生できる安全で快適な交通環境の実現を図ってまいりたいと考えております。

42ページをお開きください。廃止事業でございます。

別府警察署整備事業のほか、機器等の整備を終えた事業を廃止するものでございます。

以上で説明を終わります。

**竹内委員長** ただいま執行部から説明がありました、ご質疑・ご意見はありませんか。

**三浦委員** 主な事業概要2番目の新規のやつですね。

今、説明内容に通話内容を録音する旨の機器の貸し出しというようなものがありましたけど、予算としては2千万円弱ですから、そんな整備できない、そろえることはできないんじゃないかと思うんです。ですから、いろいろ高齢者世帯が多いと思うんですけど、それを具体的にどういったところに張りつけていくのか。また機材の整備予定と、これがどういったところに入っているか。そういったものについての考えを教えてくださいたいのが1つ。

それと4番目、交通安全施設整備費なんですけど、これは多分、地域からいろいろ要望が多いところだと思うんですけど、去年に比べて8千万円ぐらいの減額になっています。

これは肉付けでまたつくのかどうなのか、ちょっとそこら辺を教えてくださいたいと思います。

**汐見生活安全部長** 今の特殊詐欺の関係でございます。これは一応500名という形で、高齢者の被害率が60%ということで、高齢者に対応しようと。それで、初めにいろんな形で、これ以外にもいろんな形の無償提供の実験とかいう形をやっています。

特に、我々が全国から入手した名簿登載になっている高齢者の方だとか、今までに被害に遭っている高齢者とか、まず高齢者の再被害率というのも結構あるものですから、その部分のところにもまず初年度500台、県下で入れて、それを3カ年計画で順にふやしていこうというような考えでおります。

一応そういう形のやつを設置することによって、録音機能と、そういう形でかかってくることを防止するというので、少しでも特殊詐欺の被害を抑えようというふうに考えております。

**馬場交通部長** 先ほどの予算でございますが、当初、骨格を組んでございます。引き続き、肉付けにつきましても県単事業等を積み上げまして、前年度と同程度の予算を考えてございます。

**三浦委員** わかりました。

**竹内委員長** ほかにないですか。

**平岩委員** 大分東警察署の建てかえで、その土地が住友化学の土地だと今言われたんですけども、ここはどんな場所なのか、駐車場のところなのか、工場があったところなのか。そこら辺の具体的なことはわかりますか。

**姫野会計課長** 住友化学の駐車場の位置のところ、ちょうどJRの線路がございまして、その隣接したところでございます。

**竹内委員長** 前回までに警察のほうから私ども個別に説明をいただいていると思いますので、書類を見直してみてください。

ほかに。よろしいですか。私のほうから、最後にオレオレ詐欺のことですが、1年度で161件あったということですが、いろいろなプロパガンダをしているんですが、その効果が本当に届いているのかということが気になっています。

それで、その161件の人はそういう情報を聞いたことがあるのかとか、効果が上がった情報は何なのかとか、そういったことがわかっていればお願いします。

**汐見生活安全部長** 161件ということで、抑止を担当する生安部長としてはじくじたる思いがございます。

いろんな形で被害に遭われた方からアンケートをとったりして、いろんな形でこういう振り込め詐欺を初めとした特殊詐欺、これが全国に蔓延しているんだという大まかなところを認識されている方が大部分でございます。

ただし、中身的にいきますと、昔で言うところのオレオレ詐欺、これについてはいろんな形で全国、また大分県でもあるんだと。先ほどの161件の被害金額を押し上げている金融商品的な部分と、いろいろパンフレットを送ったりだとか、商取引に慣行したような、そういう新たな特殊詐欺の部分については、まだ知らないという方がかなり大勢いますので、そのこの部分の広報啓発を、マスコミだとか、私ども警察の地域警察官のチラシの頒布、戸別訪問等で周知を徹底して、少しでも減らしていこうというふうに考えております。

**戸高副委員長** ちょっと録音機器なんですけど、これは自動的に全てを録音というわけじゃなくて、高齢者の方が録音操作をしないとイケない。

**汐見生活安全部長** 要するに、自分と日ごろ電話のある方は設定をすれば、録音とか、そういう形になりませんが、そうじゃない部分のところからかかったら、「この電話は録音されています」という形になって、自動的に録音するという形になります。そして、いろんな……（「自動的に」と言う者あり）自動的にになります。

ですから、例えば、振り込め詐欺を初めとする特殊詐欺のそういうセールス的なところがわかれば、当然その電話番号は登録されておりませんから、今言いましたように、警告音のメッセージが流れて、そして録音をすると。その録音内容については、いろんな形で事後、捜査的にもし引っかけた場合に声紋分析等ができるような、そういうふうな録音装置という形になります。

**戸高副委員長** 相手側に、要するにかかるんですね。

**汐見生活安全部長** 「この電話、今から録音します」という形で。全国でいろんな形でやっていますけれども、そのこの段階で電話を切るといって、多分振り込め詐欺だろうという、そういう抑止効果もあるというふうに聞いております。

**戸高副委員長** わかりました。

**竹内委員長** 敵もさる者で、いろいろ複雑になりますが、ぜひその上をいく工夫をお願いします。ありがとうございます。

**三浦委員** また機器のことが出ましたので、ちょっと伺いたいんですけど、警察は、例えばそういった機器なり、あるいは信号機なり、かなり特殊なものを整備をするところです。その購入代金について適正なものかどうなのかというのは、どういうふうに図っておられるのか。今ちょっと思ったんですが、どういうふうに考えられているんですか。

**汐見生活安全部長** 私どもの生活安全部関係のところ、今言った振り込め詐欺の関係ですが、これは一応、一般競争入札という形でやっています。

そういう振り込め詐欺対策関連の機器をやっているのは1社じゃなくて数社ありますので、そこで適正な価格という形。台数がふえればふえるほど、本当に安くなっていきます。

**三浦委員** なるほどですね。であれば、例えば標識とか、下の横断歩道とかも入札でやる

んでしょうし、信号機等についても、そういった機器についてもやっぱり何社かあったうちの入札という形になっていくわけなんですね。

**馬場交通部長** 信号機も数社、製造業者がございますので、入札を行っております。

なお、こういう交通安全施設につきましては、全国的に各県が導入しておりますので、他県とも比較ができますので、そういう面からも適正価格ということの評価を行っております。

**三浦委員** わかりました。ちょっと気になったので聞きました。

**竹内委員長** 他によろしいでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

**竹内委員長** ほかにご質疑等もないので、次の報告をお願いします。

**穴井警務課長** 交番の建てかえ状況について、ご報告いたします。

文教警察委員会説明資料の3ページをお開きください。

大分東警察署横尾交番が間もなく竣工し、大分駅前交番も建てかえ工事に入りましたので、その状況についてご説明致します。

まず、横尾交番の竣工についてです。資料の上段をごらんください。

大分東警察署管内における商業施設や住宅団地の整備による人口増加に対処するため、横尾地区に移転、建てかえを進めておりました明治交番は、12月10日に竣工を迎え、12月12日から横尾交番に名称を変更し、業務を開始する予定でございます。

新交番は、大分市大字横尾、県道鶴崎大南線、金の手交差点から約300m南側に位置し、木造2階建てで、来訪者の利便性の向上を図るため、5台分の来客用駐車場を確保いたしました。

森林整備加速化・林業再生事業費補助金を活用した木造による交番であり、日田産のヒノキや杉を使用しており、木のぬくもりが感じられる建物となっております。

そのほか、待合スペースや相談室を充実させ、車いす利用者用多目的トイレを設置するなど、バリアフリー対策を講じたところでございます。

建設費は4,729万2,421円でございます。

なお、横尾交番への松岡と川添の両駐在所の統合は、来年3月を予定しております。

次に、大分中央警察署の大分駅前交番の建設状況について、ご説明いたします。

資料の下段をごらんください。

新大分駅ビルの開業や芸術文化ゾーンの創造により、活性化する大分市中心部の治安対策を強化するため、隣接地を購入し、規模を拡張して建てかえを行っており、来年3月の完成を予定しております。

鉄筋コンクリート2階建てで、イベント時等には屋上から、広報による誘導ができるようにしております。

また、来訪者の利便性の向上を図るため、待合スペースや相談室等も充実させております。

なお、建設費は6,160万1,601円でございます。

両交番とも、省エネルギー対策として、全ての電灯にLEDを使用したほか、窓ガラスに断熱性に優れたペアガラスを採用し、冷暖房効率の向上も図っております。

今後も、県民サービスの向上に努め、利用者が訪れやすい施設を整備していきたいと考

えております。

以上で報告を終わります。

**竹内委員長** ただいま、執行部から説明がありましたが、ご質疑・ご意見はありませんか。

**平岩委員** 駅前交番なんですけど、以前、うちの会派でも駅の上野の森口側が不安だから、どうかならないかという意見も出たんです。表のほうの交番で補完しますということだったんですけど、工事が着々と進んでいるのを見ていると、だんだん人の数がふえてきて、上野の森口を使う人たちが物すごい人数だなど、いつもホルトホールに行くたび思うんです。

交番と少しかかわりがないかもしれませんが、犯罪とか痴漢とか、そういうような状況が以前に比べて少し変化しているのかどうかというようなこと、少しわかれば教えていただきたい。

**曾根警務部長** ただいまの平岩委員の質問なんですけれども、大分駅の北口と南口で比較をしますと、平成24年、2年前ですけれども、大分市の調査によりますと、利用客の3分の2以上が北口を利用しているというデータがあります。

あと、駅周辺の犯罪発生状況につきましては、今現在の数字はちょっと把握はできておりませんが、約8割が大分駅の北側で発生しているというデータもございまして、やはり駅前交番の建設といたしましては、現在地が適切な地というふうに考えております。

**汐見生活安全部長** 南側が開けた関係で、昔暗かったころの南側のいろんな女性に対するわいせつ事案だとかそういうのは、今、手持ちのデータはありませんけど、減ってきているのは間違いございません。

それと、南側のところに鉄道警察隊がございます。これは駅ビルとかの関係で鉄道警察隊の組を大分駅前交番と併任をかけて、駅ビルの構内的な部分と、今言う南側の部分あたりを補完させようというふうに考えているところでございます。

**小野委員** この上と下の、木造と鉄筋の違いなのかな、建設費がだいぶ差があるなど。

**姫野会計課長** 鉄筋につきましては、鉄筋コンクリート2階建てということで、従前と同じであります。敷地面積については、現在地の約2.5倍、延べ床面積につきましても現在地の2.6倍でございます。

**穴井警務課長** ほとんど大きさは変わりません。それで、やはり鉄筋と木造の違い、それから建屋の3階建て、2階建て、こんなところでの金額の違いになっております。

**竹内委員長** 私から最後に聞きますが、北口駅前広場の広報というのは、どういう施設、設備が整って、どのように、どんなときに広報するのでしょうか。

**穴井警務課長** ちょっと資料の図面を見ていただきたいんですが、先ほどご説明しました駅前交番の広報というのは、1番上のところにベランダのようにになっている3階のところになっております。

前でイベント等、いろいろある可能性があるということで、ここに立ってマイクを持って、イメージとしては、今、警視庁等で行われるDJポリスのようなイメージを我々も持っております。そこから声をかけて、要は上から見ることで、混雑になっておるところとか、そういったところの注意喚起をして、雑踏の防止を図っていくようなイメージを持っております。

**竹内委員長** ありがとうございます。ほかにご質疑等もないので、これで諸般の報告を

終わります。（「委員外議員」と言う者あり）委員外議員も挙手してよろしいですよ。

**後藤委員外議員** さっきも言うところなかった。

**竹内委員長** 遠慮なく割り込んでください。「ありませんか」と言ったときに、委員外議員もご遠慮なく、あるときは手を挙げてください。

一々断らないかもしれませんが、そのときはご遠慮なくお願いします。

ほかにご質疑等もないので、これで諸般の報告を終わりたいと思います。

この際、何かありませんか。

**麻生委員** 今、少子化が非常に大きな問題になっています。警察のお仕事というのは夜勤があつたりとか、勤務形態ももろもろだと思いますので、どういった勤務形態だったら子育てに影響があるとか、世代間のいろんな動きもあろうかと思えます。そういった部分はちょっと意識を持って、また福祉保健部であるとか、生活環境部のほうにも実情をお知らせいただければなど。

県の組織の中にも夜勤があるところをごくわずかなものですから、そういった影響を含めて、子育てしやすい環境といった部分についてはぜひ情報提供というか、できるのかどうかわかりませんが、皆さん方が実際に働きやすいとか、女性が活躍するとかいうことについても非常にポイントになるところだと思いますので、お知らせいただければと思います。

以上、お願いします。

**小野委員** ちょっと関連で、若い人の駐在勤務があるんですが、原則として家族で駐在に入るということになっていると思うんだけど、そうでない例も最近は出ているんじゃないか。そこらあたりどうですか。

**穴井警務課長** なるべく駐在所は妻帯の方に行っていただく人事措置をとるようにはしております。

ただ、それぞれの事情がございまして、全部、そういう状態になっておるかという、なかなかそうはいっておりません。ただ、我々といたしましては、地域の方たちが一番安心していただくためには、駐在所にちょっと立ち寄ったときに、警察官が警らに出ても、奥さんがおられるという状況をつくっていきたいと考えて、できるだけそのような措置をとっていきたいというふうに考えております。

**小野委員** 振興局勤務の県職員あたりはほとんどが大分や別府に家族を置いたまま。警察の場合は、原則として駐在は妻帯者という、そこあたりは今、子育て問題等との絡みになってくるかと思えます。

以上です。

**竹内委員長** ほかにないですか。

**後藤委員外議員** ちょっと教えてください。駅前交番、新しくなりますけど、パトカーの駐車場は敷地内にあるのでしょうか。

**穴井警務課長** 駐車場は、先ほどの資料を見ていただきたいんですけども、この絵でいきますと、表側の一番奥側に2台ほどの駐車ができるようにしております。

**竹内委員長** ほかに委員外議員。

〔「なし」と言う者あり〕

**竹内委員長** ほかにないようですので、これをもちまして、警察本部関係の審査を終わり

ます。

執行部はお疲れさまでした。

ここで執行部が入れかわりますので、しばらくお待ち下さい。

〔警察本部退室、教育委員会入室〕

**竹内委員長** これより、教育委員会関係の審査に入ります。

初めに、合い議案件の審査を行います。

第120号議案職員の給与に関する条例等の一部改正について、執行部の説明を求めます。

**野中教育長** 第120号議案職員の給与に関する条例等の一部改正のうち、本委員会合い議分につきましてご説明いたします。議案書の64ページをお開き願います。

第12条です。学校職員の特殊勤務手当支給条例の一部改正についてであります。

本条は、国の義務教育費国庫負担金の見直しに伴い、教員の特殊勤務手当のうち、修学旅行等引率指導業務手当や部活動手当等について、所要の改正を行うものであります。

内容等につきましては、説明資料の1ページをごらんください。

まず、1の改正の理由でございます。

(1) 国の教員給与の見直しにありますとおり、教員給与については、第2期教育振興基本計画において、「真に頑張っている教員を支援することにより、教員の士気を高め、教育活動の活性化を図るため、教員の給料や諸手当等の在り方を見直し、それぞれの職務に応じてメリハリある教員給与体系の確立に向けて検討する。」としており、国は平成26年度予算におきまして、義務教育費国庫負担金を見直し、教員の特殊勤務手当のうち、教員特殊業務手当の増額措置を講じています。

今回、(2) 本県の対応にありますとおり、国の予算措置や人事委員会の報告等を踏まえ、教員特殊業務手当額の改正を行うものです。

次に、2の改正の内容でございます。

改正する教員特殊業務手当は4種類ございます。①災害時における防災、復旧業務や生徒の負傷、疾病等に伴う救急業務等を行う災害時緊急業務手当、②修学旅行等において生徒を引率し指導業務を行う修学旅行等引率指導業務手当、③対外運動競技等において生徒を引率し指導業務を行う対外運動競技等引率指導業務手当、④部活動における生徒に対する指導業務を行う部活動手当であります。

国の予算措置に準じ、それぞれ現行の手当額を増額するものであります。

なお、条例の施行期日は、平成27年1月1日を予定しております。

以上でございます。

**竹内委員長** 以上で説明は終わりました。これより質疑に入ります。

**三浦委員** もちろん趣旨に反対するものではないんですけど、改正の内容の4番の部活動手当についてなんですけど、この手当の趣旨に反対して受け取らないというような運動があるというふうに聞くんなんですけど、その辺の実態をちょっと伺いたいと思います。

**藤本教育人事課長** 部活動手当につきましては、週休日に規定の時間以上部活動に当たった分については特殊勤務手当を渡すということで、条例を制定し、規則もそうになっており

ます。

それによって、きちっと対応したものについては届け出を出してくださいということで、こちらも学校のほうに渡しておりますので、最近では、その辺は受け取る先生もかなりふえてきたというふうに伺っています。

**三浦委員** 私としては、当然頑張った方には頑張ったなりの報酬、手当をしっかりと受け取ってもらおうというような形が望ましいと思います。

しかしながら、どうも学校教員の文化の中では、そういったものについて、横並びでは頑張っても頑張らなくてもそう変わらなくていいというような考えのもとに、受け取らないというような方針があるようですので、その辺は実態を踏まえて、頑張った人にはそれ相応の手当を受け取ってもらえるようにやっていただきたいと思います。

聞くところによると、最近はある程度受け取る方もふえているようではありますので、頑張っていたきたいと思います。

**竹内委員長** よろしくお祈りします。

ほかに。

**麻生委員** 災害時の緊急業務手当の見直しという説明を今、受けたんですけど、これまで6,400円で、例えば、0時から午前5時までという部分についてのものがこれだったのか、その辺もうちょっと詳しく説明をしていただければと思います。

同時に、当然、非常時ですから、大災害等々になると、学校の先生も居住地と勤務地で大いぶ違いがあるかと思っておりますので、実際にそれが機能するのかなというようなこともちょっと心配で、避難所を開設しないといけないとか、教頭先生が行くような業務になっているのか、そういった問題認識、どのような部分があるのか、それも含めてお知らせください。

それと、これまでの緊急対応ということで、真夜中のこの時間帯に年間どれくらいそういった教職員の先生方が対応せざるを得ない実態があるのか、わかればそれもあわせてお知らせください。

**藤本教育人事課長** 災害時の緊急業務手当につきましては、学校の管理下において行う非常災害時の緊急業務ということで、非常災害時における児童・生徒の保護、緊急の防災、復旧の業務に対して手当を出すということで規定されております。

支給の実績については、これで支給した実績は、昨年度の場合はございませんでした。これまでは至らないような中での対応というのは生じることがあると思いますけれども、この災害時緊急業務手当に該当するというものはないと。

**麻生委員** 災害以外の0時から5時というのは。

**藤本教育人事課長** これは、災害時のときに勤務していた者について手当をするということでございますので、時間というのは特に……

**麻生委員** じゃ、深夜にそういった何らかの対応で勤務をせざるを得ない状況で、そういった実績というのは何かあるんですか。

**藤本教育人事課長** いいえ、それは……

**麻生委員** これはもう災害時だけで、そういった部分には一切想定がされていないということではないんですね。

**藤本教育人事課長** 教員については、時間外の勤務が通常想定されていませんので、そう

いった対応では、いつ対応してもこの手当の関係というのは特に生じていないということでございます。

**麻生委員** わかりました。

**尾島委員** 児童・生徒が主役ということになるんですけど、こういった災害のときには、やっぱり市町村とか地区で、例えば学校が指定されている場所であれば、そこに避難所を開設するケースが出てきますよね。それで、やむなく教職員が出校してといたしますか、学校に出て、雑務を含めていろんな支援せざるを得ない状況というのはやっぱり発生すると思うんですね。

そういったときに、設置の主体者でもないんだけど、教員が支援をするという形になれば、この手当の対象になるのか。特に、手当の対象になるということになれば、場合によっては、もし事故等があれば、いわゆる業務の補償対象になるのかということまで影響してきますので、その辺の区分けをちょっと説明いただけますか。

**藤本教育人事課長** この手当につきましては、学校管理下ということになりますので、その学校で教育活動をしているときに災害が起きて、児童・生徒の救助なりをするということになりまして、通常の学校が避難場所になったというようなことでは、これには該当しません。

**尾島委員** ちょっと気になるのは、その範疇には当然、児童や生徒がそこで保護を求めてくるとか、避難をしてくるということが想定されますよね。ですから、学校活動ではない、教職の活動ではないにしても、その対象者は同じというケースが考えられますので、その辺の考え方がどうなのかなと思ったんですけど。

だから、あくまでも地域の避難所開設については関知をしないと。

**藤本教育人事課長** 基本的には、学校が教員としてかかわって、通常の一職員という形で対応ということになってきますので、また手当とは別の問題が出てくると思います。

**竹内委員長** よろしいですか。

**尾島委員** ちょっと一旦休みましょう。どうぞ。

**竹内委員長** 私から関連して。実は、私も高校の教師をしましたので、教員に残業手当が出ないのはよく存じているんですが、実は私、一昼夜、子供を預かったことがあるんですよ。それは子供が駆け落ちをしまして、父親と一緒に駅に迎えに行きまして、その晩に家庭に泊められないから、私の家にとということで、一晩お預かりしました。後から学年主任が大変申しわけないことをしたと、そのときに事故でも起こったら自分も私も責任になるので、そういうときに、やっぱり通常の勤務においてというものもあるし、手当が欲しいというのではないんですが、やはり対応方法というのを、何か緊急でどうしてもというときの場合を、やっぱりこれから時代が変わって、子供がどんなことを起こすかわかりませんので、子供も職員も守る、そういう体制を整えておく必要はあるのではないかと、今の手当の話聞いて思いました。

きょう回答が要るわけではありませんが、そういう場合の想定も何かつくっていただけたらという要望です。

以上です。

**河野理事兼教育次長** 先ほどの避難所設置の関係でございますけど、避難所設置は、ご案内のとおり、市町村のほうで設置、運営するというふうになっています。今度、学校のほ

うは施設管理者として、当然、小・中学校の先生は各市町村の職員という身分もございませので、そういった意味合いでは、施設を管理する、そういう立場から運営についてかかわってくるというふうに理解しております。県立学校も全く同じでございます。

**竹内委員長** 委員はもういいですか。

**麻生委員** 第120号議案の説明、号給表から何からずっと読み込んでまいりますと、再任用職員以外の職員だとかいう表現等々が出ておるんですが、例えば、臨時職員等々で、いわゆる単身赴任手当が出ている人がいるのか。

実は、先ほどの企業局の場合には、制度上、一応改正の中にそういった再任用であっても単身手当を措置すると、対象とするというような改正案の説明があつたんですけど、教育委員会の所管上の中でそういったようなことの実態はどうなっているのか。

臨時職員さんとか、臨時教員の問題もございませすし、その辺どうなっているか、ちょっとお答え願ひませす。

**河野理事兼教育次長** 後ほど数字をまとめてご説明させていただきます。

**三浦委員** 後ほど。

**麻生委員** 後ほど、地域手当とか、その辺。

**竹内委員長** では、後ほど伺うことにいたします。

ほかに委員の方の質問は。

〔「なし」と言う者あり〕

**竹内委員長** では、委員外議員に移ります。

**桜木委員外議員** 先ほど教育人事課長の説明で、防災ということが入っていたんですけど、実は最近、津波とか地震とかの対策で防災訓練が非常に活発に行われているんです。

地域等に学校の生徒、教員等もまとめて参加をするという事例が多くなっておるわけですが、そういうときはどういう措置をしているんですか。手当なんか出しているんですか、それとも無償でやっているんですか。休日等に地域で防災訓練するでしょう。それに学校の生徒も先生も一緒に参加をするというケースが出てきているわけですよ、最近はですね。そういうときはどういう対応をしておりますか。

**藤本教育人事課長** 具体的にどういう形で実施されるかというのが……

**桜木委員外議員** 手当を。

**藤本教育人事課長** 手当を出しているということはないというふうに。

**桜木委員外議員** 手当は出さない、訓練の場合は。だけど、防災という言葉を使ったでしょう、一番最初に。だから、防災の中に入るんじゃないのかなと思ったんです。

**藤本教育人事課長** 学校管理下で、子供を……

**桜木委員外議員** 休日出勤の場合、休日出勤手当を出しますか。

**藤本教育人事課長** いや……

**桜木委員外議員** それも出さない。

**竹内委員長** 地域でやるのと学校でやるのと、管理が違うというふうに捉えていいんですか。

**藤本教育人事課長** 管理としてはそういう……

**竹内委員長** ということだそうですね。また、異議があれば。きょうはここでやめていいですか（「はい」と言う者あり）。

後藤委員外議員 1 ページの特殊勤務手当の件なんですけど、災害というのは、どういう災害を想定されているんですか。

要するに風水害とか、気象災害、自然災害といいますか、火事とか、今言う泥棒が入って中をぶち壊して歩くとか、どういう災害が起こるかわからないんだけど、あくまでも風水害だけを想定されているんですか。

藤本教育人事課長 現在の手当の考え方につきましては、気象災害については暴風とか豪雪、洪水、あるいは地震とか、そういった自然災害を想定しております。

後藤委員外議員 自然災害。じゃ、火災とか。

藤本教育人事課長 火事も想定をしております。

後藤委員外議員 火事は、気象災害じゃないですね。

藤本教育人事課長 自然現象によるものと、あとは火事等の災害ということ想定しております。

竹内委員長 よろしいですか。

後藤委員外議員 あるいは、誰かが窓を打ち割って歩いたとか、だ一と校舎を傷つけるとか、そういう場合は災害に入らないの。この場合は。

藤本教育人事課長 ちょっとその辺の判断については迷うところがあるかもしれませんが、今までの想定の中では、それは入っていません。

後藤委員外議員 入っていない。はい、いいです。

小野委員 今言ったのは、例えば、大阪の池田のような暴漢が入ったということも入ったりする。そういうのは今言うところだと……

藤本教育人事課長 そうですね、その辺は入ってくることになると思います。

小野委員 それは、そのときの校長の判断でいくの……

尾島委員 委員長、ちょっと思い出したことが、あと1点いいかな。

竹内委員長 どうぞ。

尾島委員 ちょっと思い出したことで、大変悪いんですけど、大槌高校が津波の後、ずっと学校が避難所になって、長期運営で生徒、教職員を中心に維持されたというケースがあるんですね。

当時、お二人ともそうでしたかね、危機管理特別委員会で行ったときに（「そうです」と言う者あり）、やっぱりかなり長期に教職員もかかわってやられているんですけど、ああいうケースは想定されていますか。いかがでしょう。

藤本教育人事課長 どこがそういった対応をするかということになってくると思うんですけど、この手当というのは、あくまでも学校がそういう対応をしたというときで、通常の一般住民とかその辺のところになると、それはまた市町村の業務ということになってくるかと思うので、この手当の対象にはならないというふうに思います。

尾島委員 ちょっと違うんじゃないかな。

竹内委員長 ご意見のある方。

尾島委員 ちょっと違和感が。

麻生委員 後で説明する。

竹内委員長 まあ、いろいろあるので、皆さんが納得いくように、今後のプライベートも含めてご議論をお願いいたします。

以上で質疑、意見を終了したいと思います。

ほかにご質疑等もないので、これより採決いたします。

本案のうち、本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと総務企画委員会に回答することに、ご異議ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**竹内委員長** ご異議がないので、本案のうち、本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと、総務企画委員会に回答することに決定いたしました。

次に、付託案件の審査を行います。

第135号議案大分県立学校の設置に関する条例の一部改正について、執行部の説明を求めます。

**野中教育長** 第135号議案大分県立学校の設置に関する条例の一部改正について、ご説明いたします。議案書の84ページをお開きください。

あわせて、文教警察委員会説明資料の2ページをお開きください。説明資料のほうでご説明いたします。

1 改正内容ですが、大分県立山香農業高等学校及び大分県立日出暘谷高等学校を廃止するものでございます。

2 改正理由ですが、高校改革推進計画に基づき、この2校を統合し、平成25年4月に新たな日出総合高等学校を開校したことに伴い、山香農業高等学校及び日出暘谷高等学校は平成25年度から生徒の募集を停止しており、平成24年度以前に入学した生徒が27年3月で卒業しますので、両校を廃止するものでございます。

3 施行期日ですが、平成27年4月1日としております。

また、次のページに新旧対照表を掲げておりますので、参考としてごらん願います。

以上でございます。

**竹内委員長** 以上で、説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

**尾島委員** 山香農高の廃止について、今後あそこが農業科の実習場に活用されると思うんですけど、指摘があるように、本校とは随分時間がかかると思いますか、距離がありますから時間がかかる。そういった意味では、実習のための準備、また特に心配されるのは、例えば、最近、熱中症とか随分多いわけですが、今までは学校がありましたからそういった対応がとれているわけなんですけれども、向こうに学校があっても職員の配置等が全くございませんので、その辺の対応をどういうふうに考えているのかということで質問したいと思います。

**高畑高校教育課長** 今、委員おっしゃられました、実習の農場でのそういった対応でございます。

緊急の生徒への対応につきましては、今ある部屋を、例えば、少し体調が悪くなった生徒に対応するような部屋をあつらえると思いますか、改修して、そういった対応がとれるようにするようしております。それとまた、これに対応して、人員の配置につきましては今、対応を進めているところでございます。

**尾島委員** ちなみに、実習時間は年間どの程度あるのか。特に、聞くと40分ぐらいかかるとは思いませんか。往復すると1時間半ですから、ある意味、授業時間に使える時間がそれだ

け減るわけですから、その辺の対応といいますか、例えば、早く来て遅くに終わらすというのがあるのかどうか。時間割等含めて、ちょっとどういうことになるのか。

**高畑高校教育課長** 今もバスで農場のほうに移動しております。片道20分から30分の間かと思うんですけども。

**尾島委員** 20分か30分で行くかな。

**高畑高校教育課長** それで、今ご指摘の授業時間にかからないような形で、正規の授業時間は確保した上で、要するにバス等の行き来の時間を設定しているということがあります。ですから、バスの行き来の時間があるから学習の時間が削られているんじゃないかということであると思うんですが、学習の時間は確保した上で、今お話しのように、そんな工夫をしております。

実習につきましては、現在1年生が山香の農場で2時間、そして2年生が6時間、週にですね……（「週に」と言う者あり）週にですね。3年生は山香の農場での実習が12時間というような予定にしております。（「12時間、週に」と言う者あり）はい。

それで、今、日出総合高校の敷地の中に、総合選択制ですから、つまり農業科以外の生徒が農業の科目をとって、それ用の100坪ぐらいの農場をつくっております。そこで1年生の農業科の生徒も4時間実習をさせて、そういう形でカリキュラムを組んで、十分実習と座学とが組み合わさって、通常教育課程と一緒にできるようにしております。

**尾島委員** わかりました。

**竹内委員長** ほかに。

**平岩委員** 今のに関連して、ほかの教科の授業に支障がいかないように授業を組んでいるということだったんですけども、具体的にはどういうふうにしているのか。

例えば、午後からの授業を昼休みなくして早目に行っているとか……

**高畑高校教育課長** いいえ、つまり通常6限までの授業を想定していただきますと、当然、農場への行き来に時間がかかりますので、私が今申し上げたのは、6時間の授業の時間はちゃんと確保した上で、プラスアルファで行き来します。つまり、実際に言いますと、7限目の時間帯までずっと入ると。7限目は通常放課後であったりの時間ですけども、単純に言うるとそういった形になります。

通常的时间割は、バスが行き来するから、何か1時間削られているんじゃないかと、そういうことではありませんよというお話を申し上げているところであります。

ですから、当然、実際には授業時間も少し食い込みながらやるんですけども、1時からの授業は2時間授業で山香の実習でしっかり確保して、それで、例えば帰る時間は少し放課後の時間を食い込んで帰っておるといったような形になります。

**平岩委員** 具体的には1年生2時間と言ったから、もう2時間これ続きで、1コマで2時間ずつやるということですよ。2年生6時間ということは、週に2回、3時間ずつ、3年生12時間になると……

**高畑高校教育課長** これは週2回行きます。

**平岩委員** 1回6時間……

**高畑高校教育課長** 3年生、実習内容もふえますし、しっかりその時間の中でやって、ほぼ1日実習するといったような形です。ですから、バスは5日間の中で1日1往復という形で回していく。

1年生につきましては、さっき言ったように、日出総合高校にある農場も活用しながら、実習の時間をしっかり確保しているということになります。

平岩委員 これでは最後にしますけど、バスの専用の運転手さんがいらっしやると捉えていいですか。

高畑高校教育課長 はい、そうです。

竹内委員長 そのほかの委員の方。

〔「なし」と言う者あり〕

竹内委員長 ないので、委員外議員の方。桜木議員。

三浦委員 ない。

竹内委員長 後藤議員はいかがですか。

後藤委員外議員 山香農高の現在の農場の面積はどのくらいになりますか。

岡田教育財務課長 山香農業高校の実習場といたしまして、校内の農場ですけれども、5万3,647平米でございます。

後藤委員外議員 校外もありますか。

岡田教育財務課長 校外も2カ所ございまして、1カ所、臼出農場というのが1万1,639平米、もう1カ所の農場が2万7,210平米。

後藤委員外議員 新しい日出総合高校ですか、このうちの実習として使うのはどれだけの面積になりますか。

岡田教育財務課長 今のところは、校内農場、山香農業高校のものの部分の校内農場をほぼ……

後藤委員外議員 全て。

岡田教育財務課長 はい、使うようにしております。

後藤委員外議員 校外の部分はどうかされるんですかね。

岡田教育財務課長 校外の部分につきましては、今、一部周辺の方々への貸し付けですとか、一部はまだ未処分でございますけれども、それは今後の利活用の中で含めて。

後藤委員外議員 市のほうが何か調整をさせていただいているとかいうことにはなっていないんですか。例えば、農地公社とか、そういうところがお借りをしたいとかいうような話は出てきていないですか。

岡田教育財務課長 今までの全体的なお話をもう1回しますと、具体的に市のほうでどうこうという話は、今のところはまだ伺っておりません。

後藤委員外議員 そうしたら、もし借り手が4月以降もなかった場合、管理はどのようにされるんですか。

岡田教育財務課長 管理につきましては、日出総合高校のほうで引き継いで管理をさせていただくような形になっております。除草の経費とか、そういったものは管理運営の中で。

後藤委員外議員 耕作放棄地にしないようお願いをいたしたいと思います。

竹内委員長 先ほど少し、後ほど返事というのは、これがまた後ほどいただけるんですよ。

三浦委員 また後日。

竹内委員長 後日でもいいですね。じゃ、後日お願いいたします。

ほかにご質疑等ございませんね。これより採決いたします。

本案は、原案のとおり、可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**竹内委員長** ご異議がないので、本案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第136号議案大分県立芸術会館の設置及び管理に関する条例の廃止についてですが、条例の附則で、大分県使用料及び手数料条例の一部改正があわせて提案されているため、総務企画委員会に合議をしておりますことを申し添えます。

それでは、執行部の説明を求めます。

**野中教育長** 議案書の85ページをお開きください。第136号議案について、ご説明いたします。

本議案は、大分県立美術館の設置に伴い、大分県立芸術会館を廃止するため、大分県立芸術会館の設置及び管理に関する条例を廃止するものです。

説明資料の4ページをお開きください。

1 芸術会館の設置条例の廃止について、ご説明いたします。

平成27年4月に県立美術館が開館することとなり、美術館としての使命を終えることから、芸術会館を廃止するものでございます。

続きまして、2 関係条例の整備について、ご説明いたします。

大分県立芸術会館協議会条例の廃止につきましては、芸術会館の廃止に伴い、その業務や展覧会についての審議を行ってきた同協議会の役割もなくなることから、その廃止を行うものでございます。

大分県使用料及び手数料条例の一部改正につきましては、芸術会館の廃止に伴い、別表第1の大分県立芸術会館の項を削る一部改正を行うものでございます。

施行期日につきましては、平成27年4月1日としております。

以上でございます。

**竹内委員長** 以上で、説明は終わりました。これより質疑に入ります。

**戸高副委員長** これは、建物については再活用するというお話だったんですかね。今後の流れというか、中身を話し合って管理委託するのとかか、そのまま丸ごと売却等を考えているのか。ちょっとその中身を教えてくださいませんか。

**山口文化課長** 芸術会館については、今後の使途、全庁体制で、昨年度プロジェクトチームを立ち上げました。

オール県庁の中で、その使途を協議して、改修を行って施設を利用するという方向、もう1つは、更地にして他の公共用地として活用する、また3つ目として、有効活用のために売却するということも含め、現在、庁内で検討を行っているところでございます。まだ結論は出ておりません。

**戸高副委員長** どのぐらいまでに結論を出す予定ですか。

**山口文化課長** 今年度中にはというところで今、検討を行っております。

**戸高副委員長** 今年度中にその3つのどれかの選択を決めると、そういうことですか。

**山口文化課長** そうです、はい。

**麻生委員** ただいまの件については、庁内だけじゃなくて、パブリックコメントを含めて、現在の状況、今後のスケジュール管理を含めて、さらにオープンにして、皆さんの意見も

ちゃんとフィードバックできるような形の中で進めていただくことを強く求めておきます。

以上です。

**三浦委員** これは企画振興部の話になるかもしれませんが、この美術館をつくるときの構想委員会のたしか報告書に、今ちょっとろ覚えで言うのは悪いんですが、例えば、大分市内に展示場の面積がどれぐらいあって、他の同一規模の都市と比べて少ないから県立美術館をつくらなきゃ悪いねというような話が、たしかあったと思うんです。

その話の中で、美術館やりましょうというふうに、美術館をつくりました。今度は、実は大分市にもホルトホールができましたと。結構、箱物多いんですよ。そう考えると、オール県庁で考えているから私は知らんと言うでしょうけど、ちょっと多いから、いっちょ廃止をして、更地にして売却というのが妥当なところじゃないかなと私は思っているんです。それだけです。

**竹内委員長** 委員でこのことにまだ意見がある方。

〔「なし」と言う者あり〕

**竹内委員長** それでは、私のほうからですが、私もイベントをいろいろ企画するんですけど、ホルトホールもコンパルホールもアイネスもすぐいっぱいになって、3カ月、半年前から申し込まないとだめなんですね。だから、その辺に転用がうまくできるといいなというのが私の意見で、三浦委員のと並べて出します。

以上です。

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**竹内委員長** この件に関して、委員で芸術会館の設置及び管理に関する条例の廃止について、何かご意見がある方。

〔「なし」と言う者あり〕

**竹内委員長** 委員外議員、よろしいですか。

〔「なし」と言う者あり〕

**竹内委員長** ほかにご質疑等もないので、質疑を終了いたします。

採決については、総務企画委員会からの回答が届いていないため保留し、回答が届き次第、行いたいと思います。

次に、第5号報告訴えの提起について、執行部の説明を求めます。

**野中教育長** 第5号報告訴えの提起について、説明いたします。

議案書では91ページでございますが、文教警察委員会資料により説明させていただきますので、5ページをお開きください。

本件は県立盲学校への遺贈に係るものでございます。

まず1の経緯ですが、県立盲学校の第2代校長の孫にあたる方が、自身の所有するマンションの土地・建物を県立盲学校に遺贈する旨の遺言書を作成した後、本年3月15日頃に亡くなりました。

遺贈物件については、次の2に示しておりますとおり、東京都港区の六本木ヒルズレジデンスB棟1905号室です。

1の経緯に戻りまして、2つ目の丸ですが、県はこの遺贈を受けることとし、唯一の相

続人である兄に対し、所有権移転登記に同意するよう交渉してきました。

その一方で、本件不動産の所有権を保全するため、9月12日には東京地裁に処分を禁止する旨の仮処分を申し立て、同月25日に決定を得ました。

これに対して同氏から東京地裁に対し、県から訴えを提起するよう申し立てがあったため、10月15日付で同地裁から1カ月以内の提起を命ずる起訴命令を受けたところです。

訴えの提起は本来議会の議決が必要ですが、今回は1カ月以内、11月17日までに訴えを提起しなければ、処分を禁止する仮処分が取り消されるため、早急に提起する必要性がありましたので、11月7日に知事の専決処分を行い、同月13日に訴えを提起したものでございます。

訴えの内容は、3に記載のとおりであります。提起の理由は、あくまでも遺言者の意思に沿い、当該不動産を盲学校のために役立てること、また相手方の申し立てによる裁判所からの起訴命令に対応し、1か月以内に提起する必要性があったことから、やむなく行なったということでございます。

なお、4今後のスケジュールですが、来年1月に第1回口頭弁論が行われ、裁判期間は約1年程度の見通しです。

以上でございます。

**竹内委員長** 以上で、説明は終わりました。これより質疑に入ります。

**麻生委員** このものは特段問題ないと、やむなしと思うんですが、やっぱり大分県教育委員会が、遺産であろうが、裁判によって意思を尊重した形の中でそれを盲学校の活用に生かしていくということは、今回やむなしと思うんだけど、今後も恐らくこういったことというのはたくさん出てくる可能性がある時代になっていると思います。

そういう意味で、第三者的に、県民の声としてそういったことについて対処できる手法というか、そういったものを何か県行政の組織として、法務室とも研究をして、対処しておく必要があるんじゃないかと思います。何かそういう方法はないのかな、あるいは検討の余地があるものなのか、全くないものなのか、そのあたりはどうなんでしょうか。

**野中教育長** こういった遺言の形で遺贈して、そしてそこには相続が絡んでいる、あまりない例です。今回、相続人と亡くなられた方の人間関係の中で、こういう事態になったということです。

県としては、県に遺贈するという気持ちがありますから、速やかにその意思を実現する方向で対応した。相続人である兄の方の意思、動きもちょっとありまして、処分禁止の仮処分と、確保するための手を打った。こういう流れなんですけれども、考えられる限りのスピードと対応策で対応できたというふうに思っています。

当然、知事部局の法務室、顧問弁護士に相談しながら対応できた。現在の法務室、あるいは顧問弁護士、その辺の体制でできるんじゃないかなというふうに私は思っています。

**尾島委員** 説明会でも報告があったんですけど、マンションの評価額を教えてください。

それから2つ目には、先ほど亡くなった方の意思が示されるということなんですけど、今後、訴訟ということで争いになれば、具体的に県側としてその意思をどう生かすのかといったことがやっぱり焦点になる可能性がありますよね。そういった意味で、例えば、寄附金、いわゆる遺産を県としてどう生かすのか。今なければ、具体的な対策、検討が必要かと思うんですけど、その辺の基本的な考え方があれば教えていただきたいと思っております。

**岡田教育財務課長** 評価額につきましては、今、具体的にまだ評価をしておりませんけれども、昨年度の売買実例がございまして、約1億5千万円というような額であります。ただし、この場合がちょっと特殊な事例になりますので、今後、減額等が予想されるところでございます。

今後の活用につきましては、裁判の進捗状況、また、その額も今後どうなるかということもございまして、そういった進捗状況を見ながら、学校も含めて、外部組織をつくったりとか、検討していくというふうなことで進めてまいりたいと思います。

以上です。

**尾島委員** 訴訟までしてもらわなければならないので、やはりその辺はきちっと受ける体制をとって、最大限、意思を生かすということで取り組んでいただきたいと思います。

以上です。

**三浦委員** ちょっと確認なんですけど、これは、要するに訴えた人は兄弟になるんですよ。要するに、本人がちゃんとした意思を遺言書で表明して、それが正式であれば、そのとおり、子供とか親であれば、また話は別でしょうけど、そのまま通り過ぎるようなことですよね。であれば、裁判でちゃんと意思を擬制してもらって、それで、本人の意思のとおり、県が何らかの形で利活用すればいいだけであって、そこに何らかのシステムとか組織とかをつくる必要はないかなと私自身は思っておりますので、それだけは、私ちょっと違うもので、お伝えしておきたいと思います。

一応確認で、このまま普通にいけば、裁判所に意思は認めていただけるというようなことでいいんですかね。

**野中教育長** 裁判の中で、県の求めているのは、県に対する所有権移転登記の承諾という、そういうものになると思います。その前提として争われるのは、遺言書の有効性であります。実際に顧問弁護士等にも相談して、県の権利になるだろうと私は思っています。

それで、裁判確定をして、やっとそれが県のものになる、所有権移転登記する。その後、この相続人の意思によれば、これを売却して盲学校のために使ってほしいとなっていますけど、ちょっと裁判進行はあと1年ぐらいかかるので、その間にどういうふうな使い方をするか考えたいと思っています。

**三浦委員** そういう意味で、済みません、諸事情はいろいろあるみたいですから、余り事を荒立てないで、粛々と進めるべきだと私は思いますので、それだけは言うておきます。

**竹内委員長** それでよろしいかと思えます。委員の方はいいですか。

〔「なし」と言う者あり〕

**竹内委員長** 委員外議員の方、ご質疑、ご意見、よろしいですか。

〔「ありません」と言う者あり〕

**竹内委員長** ほかにご質疑等もないので、これより採決いたします。

本案は、承認すべきものと決することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

**竹内委員長** ご異議がないので、本案は、承認すべきものと決定いたしました。

それでは、先ほど採決を保留しておりました第136号議案大分県立芸術会館の設置及び管理に関する条例の廃止について、総務企画委員会からの回答がまいりました。

総務企画委員会の回答は、「原案のとおり可決すべきもの」であります。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに、ご異議ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**竹内委員長** ご異議がないので、本案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、付託案件の審査を終わります。

次に、陳情47教育委員会に対して、「親子で学ぶ韓国平和の旅」もしくはそれに類するツアーを今後は実施しないように指導を求めることについて、執行部の説明を求めます。

**藤本教育人事課長** 陳情47につきまして、これまでの教育委員会の取り組み等についてご説明いたします。

親子で学ぶ韓国平和の旅については、本常任委員会において、6月、9月と報告してまいりましたが、7月に募集広告を見た県民の方から、「大分県の学校では偏った教育が行われているのではないか」といった懸念の声をいただいたことから、大分県教職員組合に対し、学校や教職員が県民の信頼を損なうことになれば、教育活動の低下を招くことになるので、本活動に当たってはこの点を考慮して対応するよう要請し、出発前には、「報道で大きく取り上げられ、参加生徒に被害が及ぶ恐れもあるので、自粛することも含め対応を検討する必要があるのではないか」と注意喚起したところです。

また、同行教員につきましても、服務監督権者である市町村教育委員会から、教育公務員として、県民の誤解を招かないよう指導し、さらに、全ての市町村教育長に対して、野中教育長が、同行した教員に対しては旅行が終わった後においても、特に学習指導要領に基づいた教育が適正に行われるよう引き続き指導することを要請したところです。

今後も、職員団体の活動につきましては、法令遵守の観点に立ち、適切に対応するとともに、教職員の教育活動につきましては、学習指導要領に基づいた教育が適正に行われるよう市町村教育委員会とも連携して指導してまいります。

以上でございます。

**竹内委員長** ただいまの説明について、ご質疑はありますか。

**小野委員** これを申し立てている代表の方が、どんな人かわかれば。

**藤本教育人事課長** これはインターネット等で調べたぐらいの情報でしかありませんけれども、参議院の大分県選挙区の候補者であったと、幸福実現党公認の候補者であったというふうに承知しております。

**小野委員** 幸福実現党。

**藤本教育人事課長** 幸福実現党の大分県の選挙区の候補者。

**小野委員** 既に立候補したことがあるの。

**藤本教育人事課長** そうですね。

**竹内委員長** ほかにございませんか。

**麻生委員** この問題については、PTA連合会を含めていろんなところからもご指摘等々ございます。指導を求めるといような部分があるわけですが、まずは内容について学習指導要領に沿ったものであったのか。ご指摘の3項目等々についての問題があったのかどうか。実際に行った訪問先であるのか。そういったことが学習指導要領に沿っていないことがあったり、あるいは児童・生徒の発達段階に応じたものからするとちょっと問題があったのかどうか。そういった事実確認をした上で、実際に行っておられる先生方、

教育委員会の監督下の先生方でしょうから、当然そういったヒアリングとか、その上での、しかも、いろんな指導をしたにもかかわらず、それを振り切って引き続き行っているわけですから、それについて、さらに、まずは把握する。そして、行かれたわけですから、個人の主義・主張で、個人的な活動として行ったということになれば、それ以上、個人の主義・主張を侵害する必要もないかもしれませんが、県下の教職員が行っているということに対するいろんな批判が我々のところに来ておりますので、事実確認はいかがなんでしょうか。

**藤本教育人事課長** それぞれの内容が1つずつどうであったかということにつきまして、教育委員会がヒアリング等で実施してはございませんが、その後の教育活動の中で学習指導要領から逸脱したような内容は行わないようにという指導はしております。

**麻生委員** 引き続き、逸脱しないように、その辺は我々も注視しておきたいと思いますので、よろしくお願いします。

以上です。

**尾島委員** 陳情の趣旨はよくわかるんですけど、ちょっと私も間違いをしょったら悪いと思いましたので、実はきのう、朝日新聞の報道に対して以前から疑念を抱かれた東京基督教大学の西岡力先生、彼の本を読んでみたんですよ。やっぱり1番焦点になっているところは、日本や日本軍による慰安婦さんの強制連行があったのかどうかということが国際的な課題にもなっているわけですが、先生もおっしゃるのは、慰安婦というのは軍が戦地において業者につくられたものとはっきり定義をしまして、この慰安婦問題が厳然たる事実として存在することは確かですよ。

で、彼の言葉を引用しますと、やはりこの慰安婦というのは、そういった強制連行ではなしに、当時、日本や朝鮮に厳然としてあった、いわゆる貧困の格差ということ。結局、貧しいから業者の人の誘いに乗って慰安婦にならざるを得なかったというような表現がなされているんです。ちょっと何を言うかということからいいますと、やっぱり慰安婦問題はあったということ。それは歴史的事実として、国が関与したかどうかは別にして、やはり日本人として受けとめていかなければならない。これは当時の、貧しいとはいえ、それぞれ人としての尊厳とか人格が著しく傷つけられた行為ですから、そのことは直視していかなければならないと思うんです。

ここにうたわれているように、強制連行に基づく施設なのか、あるいは強制連行を前提とした学習なのかという検証は必要でしょうけど、それ以外ですね、慰安婦にかかわる歴史的事実は、私どもも冷静に見詰める必要があると思いますので、一概にこの内容を見てやめなさいということはどうかなという思いがいたします。

それから2つ目には、実際に今まで随分指導されてきていますが、こういった指導は、全く性格の違う別団体に対する指導ということですから、それが教育公務員としての指導であればいいんですけど、団体に対する指導が果たして効力を持つのかどうか。その点はちょっとお聞きをしたいと思います。

前段は私の印象です。後段は質問です。

**藤本教育人事課長** 職員団体に対する指導、これはあくまでも教育委員会の組織というものとは違いますので、あくまでも要請という形での取り扱いになります。

教育公務員、同行した個々の先生方に対して、学習指導要領に基づいた授業なりを行う

というのは、これはきちっとした指導になります。

**尾島委員** わかりました。考えとしては一緒です。

**竹内委員長** ほかにありますか。

**小野委員** もう1つ。先ほど聞きました、この代表の方がどういう団体に所属するかということ聞いたのは、これまでこの平和問題については、自主的、それから中立ということをよく言っておられたけれども、この出した代表の方外2人というのは、教育委員会のほうから見たときに、やっぱり中立的な立場の人というふうに判断しているのかどうかということを質疑します。

**野中教育長** 陳情を出す方がどのような信条を持っているかとか、どういう経歴があるかということは、私らの検討する内容ではなくて、ここに書かれてある内容がどういう内容なのかなど、そういうふうに考えています。

先ほど、どういう方かについてお話をしましたけれども、それもホームページ等でオープンになっているものを、たまたま知っているからご紹介をしたということですので、本人がどんな方を把握して、そして中立性を判断するということはありません。

**竹内委員長** では、ちょっと私からも少し言いますが、この歴史的なものがいろいろ確定をしていなくて、いろいろな側面から語られている場合に、中立とは何かというのが非常に難しい判断をします。

そのときやはり藤本課長がおっしゃったように、学習指導要領に基づいて教員としてどうあるべきかという指導をしていただくというのが筋だと思います。そして、やはり教職員組合という名前がついていると、この教職員組合は何か自分たちの中立とは違う教育内容を遂げたいという思いを一般の人は受け取ります。それでいいのか、それとも教育公務員として適正な労働条件を持つことができるのかという労働組合なのか、いろいろな判断があると思いますので、その辺も背後に持ちながら、教育の中立が全うされるようにご指導いただきたいと思います。

以上です。

ほかにはいいですか。

〔「なし」と言う者あり〕

**竹内委員長** 委員外議員どうぞ。

〔「いいです」と言う者あり〕

**竹内委員長** ほかにないようですので、これで陳情については終了します。

次に、執行部より報告をしたい旨の申し出がありましたので、これを許します。

最初の報告をお願いします。

**岡田教育財務課長** 教育委員会の平成27年度当初予算の要求状況について、説明いたします。

まず、別冊平成27年度当初（骨格）予算（一般会計）要求概要の1ページをお開きください。

27年度当初予算は、来年4月に統一地方選挙が行われることから、人件費、扶助費、公債費などの義務的経費や、継続事業を中心とした骨格予算として編成されます。

教育委員会では、教育行政の停滞を招くことのないよう、英語教育の充実や6次産業化を担える力を持った人材の育成など、喫緊の政策課題に対しては年度当初から対応する必

要があるため、新規事業であっても要求しているところです。

それでは、36ページをお開きください。

1番上の表にありますように、教育委員会の当初予算要求額は、人件費を除く事業費ベースで113億2,922万6千円です。

26年度当初予算額と比較すると、7億5,846万2千円、率にして6.3%のマイナスですが、これは教育センター整備事業が終了することなどに伴うものです。

その下の事業体系図ですが、この体系図は「安心・活力・発展プラン2005」の施策体系に沿った取り組みを表しているものです。

各項目の下に記しております事業が、教育委員会が今回要求している主な事業ですが、その概要につきましては、37ページ以降の「主な事業概要」で説明させていただきます。

37ページをごらんください。

表の左端に番号がついていますが、まず2番目の英語教育強化事業1,055万8千円です。

この事業は、小・中学生の英語学習に対する関心・意欲を高めるためのイングリッシュキャンプを実施するとともに、中学校英語科教員等を対象とした指導力・英語力向上セミナーを開催し、児童・生徒の英語力の向上と世界に挑戦するグローバル人材を育成するものです。

続いて5番、次代を担う6次産業化人材育成事業994万4千円です。

この事業は、農林水産高校生を6次産業化を推進できる人材として育成するため、地域、産業界等と連携した体制を構築するとともに、学習内容の高度化を図り、生産のみでなく加工・商品開発等までも可能とする実践力を養うものです。

続いて下から2つ目の9番、特別支援学校就労支援事業2,452万1千円です。

この事業は、生徒と企業とのマッチングや、企業関係者等を招聘した技能発表会の開催などにより職業教育を充実させ、就職に向けた生徒・保護者の意識付けと企業からの評価の向上を図ることで、特別支援学校生徒の一般就労を一層進めていくものです。

その下の10番、幼児教育振興事業960万8千円です。

この事業は、子ども・子育て支援新制度に対応した新たな幼児教育の振興計画を策定するとともに、幼稚園教諭、保育士等の保育に関する実践的な指導力の向上等を図ることにより、幼児教育の質の向上・充実に取り組むものです。

次の38ページをお開きください。

上から2つ目、12番、いじめ・不登校等未然防止対策事業1億5,916万1千円です。

この事業は、市町村に不登校対策コーディネーターを配置し、不登校の予兆のある生徒の早期発見・早期支援を実施することで、いじめや不登校等、生徒指導上の問題行動の未然防止を図るものです。

3つ下の15番、県立学校施設整備事業27億9,475万3千円です。

この事業は、老朽化した校舎等の新增改築・大規模改造など、県立学校の施設や設備の整備を行い、教育環境の改善を図るものです。

その下の16番、おおいた文化のひろば創造事業673万4千円です。

この事業は、大分駅から県立美術館までの動線となる大分市中心部の商店街で県内学生

等の作品を展示し、また県内各地域で歴史博物館等が収蔵する資料の展覧会を開催することにより、県内全域で芸術文化による交流の場を提供するものです。

最後に、その下の17番、国民体育大会九州ブロック大会開催事業5、198万円です。

この事業は、来年度本県で開催される国民体育大会第35回九州ブロック大会の運営費を負担するとともに、競技の実施に当たり必要となる施設の整備等を行うものです。

以上で、教育委員会の平成27年度当初予算の要求状況についての説明を終わります。

**竹内委員長** ただいま、執行部から説明がありましたが、ご質疑・ご意見はありませんか。

**麻生委員** 要求の主な事業についてもよろしいんですね。

**竹内委員長** 今の報告の範囲内のことでお願いします。

**麻生委員** 資料37ページ、5番の次代を担う6次産業化人材育成事業を新規に要求していただいております。これは非常に素晴らしいことだと思いますが、6次産業化というのは農商工連携。これはもう明らかに違いますので、その中身を十分把握した上で、あくまでも6次産業化と、農業高校は名称がなくなっているわけですからね。要は、農商工連携ではなくて6次産業化。その違いは十分、農林水産部とか商工労働部とよく確認をして、ここのポイント、みそを間違わないような事業構築をお願いしておきます。

それから、6番、学校図書館活用教育の支援事業についてであります。先般、後藤議員の一般質問の際に、大分県が表彰が2校で、ほかの九州管内の県は3校であったと。この原因がもし何かあれば、考えられることがあればお教えいただきたいということと、読書週間について、読書活動推進計画についてまだ策定がされていない市町村が4市町村あると。これはどこなのか。また、表彰された学校が2校あるということでありまして、それは具体的に少しPRしてください。

以上です。

**曽根崎社会教育課長** ただいまの表彰についてでございます。

表彰につきましては、平成23年度に限りまして、子どもの読書活動優秀実践校に対する文部科学大臣表彰でございますけれども、九州各県から3校を限度に推薦ができるようになっております。平成23年度に限りましては、本県では該当がなく2校となりました。

平成24年度以降につきましては、優秀実践校の把握に努めまして、3校の推薦をずっと行っているということでもあります。

**竹内委員長** 作成をしていない市町村。それから、2校がどんな学校であったか。

**曽根崎社会教育課長** 子ども読書活動推進計画の策定がなされていない市町村ですけれども、姫島村、由布市、佐伯市であります。

ただ、姫島村につきましては、平成26年度中に策定が完了する予定で、公開時期が未定となっております。それから、由布市につきましては、平成27年4月に完成する予定。佐伯市につきましても平成27年3月に完成する予定になっております。

そしてあと、竹田市のみは現在作業をしております、平成27年度以降に、早い時期に策定をしたいというふうに報告を受けています。

**竹内委員長** では、表彰された2校について。

**曽根崎社会教育課長** 表彰された2校、ちょっと後で配付させていただきます。

**後藤委員外議員** 高田高校と海洋科学高校やろう。

**麻生委員** 要は、そういったことが教育委員会の中で情報共有がなされていないと、これ

が問題であって、やっぱりうまくやっているところについては、しっかりそういったことを県下全域に広げるとか、あそこの学校はこんなすばらしいことをやっているよと、そのための表彰なんですね。

その機能が十分っていないというのが問題ですから、その辺はしっかり情報共有をして取り組んでほしいと思います。

**竹内委員長** よろしくをお願いします。

ほかに。

**平岩委員** もう廃止の事業なので、説明はないと思うんですけど、特別支援教育で1つお聞きしたいのが、情緒障害児短期治療施設が来春にオープンしますので、もう予算としてはつかないと思うんですけど、ここは民間が立ち上げて、福祉保健部が主管で、そして学校教育が入ると。その学校教育は、所管としては大分市教育委員会になると思うんですけど、スタートからできるだけスムーズにやってほしいなという思いがあるんです。

今、相当大変な準備をされていると思うんですけど、ただ、初めてのことなので、他県に勉強に行くことしかできないような状況だと思うんですね。だから、その進捗状況というか、あと、大分市にどんな支援が必要かということや、また、懸念されることがあったら教えていただきたいと思います。

**後藤特別支援教育課長** 27年4月に情緒障害児短期治療施設が設立されます。そこから入所が始まるわけですが、本年度、その設立に向かって特別支援学校のコーディネーター全員に、鹿児島と沖縄の情緒障害児短期治療施設の視察見学、それから学校教育の視察見学を実施します。それで、学校教育に必要なノウハウを引き継いできて、コーディネーターですので、自分の学校、それから地域の学校に広げていくというようにしております。

それから、小・中学校のコーディネーター研修の中に、他県の情緒障害児短期治療施設の方に来ていただいて、情緒障がい児に対応するためのノウハウ、それから基本的な情緒障がいとは何かといった講義をしていただいております。それで小・中学校のほうにも流していくように、実際には本年度、実施をしております。

先ほど委員おっしゃったように、大分市の小・中学校の分校になりますので、学級の設置等についてはまた検討を進めていく予定です。

**竹内委員長** ちょっと私も関連して。

今、大分市の小・中学校の院内学級と同じような感じに考えていいわけですね。今まで設置は、どちらかという県が中心でやってまいりましたよね。それから、特別支援学校も県の所管ですよ。そうすると、大分市がそこで入って、コーディネーターも県が任命して、市が雇っているということなんですかね。

特別支援学級の生徒は県立学校の生徒ですよ。その県と市の仕分けがですね、基本方針というのはどこでどうなっているか、説明していただきたいんです。

**後藤特別支援教育課長** 基本方針ということかどうかわかりませんが、特別支援学校に入学できる子供たちについては、学校教育法第22条の3の規定があります。その中には、情緒障がいの子供たちが含まれておりませんので、情緒障がいの子供たちについては、学校教育法上、特別支援学級の対象児というふうになります。

で、県立学校に入学するということが、学校教育法の決まり上、ちょっと難しいということになります。それで、特別支援学級の設置を検討した結果、大分市と話し合いができ

まして、大分市の特別支援学級という形で進めたらどうかという結論が出ております。

**竹内委員長** わかりました。情緒障がいについての指導の内容とか、研修とか、そういうのはどちらかというと、今のを聞くと県主体となっているように聞こえたんですけど、そうじゃないんですね。市のほうがやるわけですね、今ご説明いただいたのは。

**後藤特別支援教育課長** 主としては市にやっていただくということでありまして。障がいを重ねて持っている方、重複の方で情緒を持っていらっしゃる方という場合は、また別にはなりますが、この情緒障がいの治療施設に入る方たちというのは、情緒障がいの教育が主となりますので、特別支援学級の指導という形になります。

**竹内委員長** わかりました。ありがとうございました。

ほかに。

**平岩委員** また詳しくお聞きしたいと思いますが、実際、4月から教員が配置されたときに、その教員は義務制から行った人になるのか、特別支援学校のコーディネーター経験者になるのか。

希望して行く人がたくさんいるかもしれませんが、意欲がある人も出てくるかもしれない。そこらあたりの人事がどういうふうに回っていくのかなというのが、済みません、取り越し苦労かもしれませんが、二豊学園ができたときに大変な混乱が起きたことがあったので、ここはスムーズにいったほしいなという思いがあって、ちょっとお聞きしているんですが。

**藤本教育人事課長** 人事につきましては、大分市の教育委員会と現在、協議をしている最中でありまして、どういった職員を配置するかというのは、これから決まってくると思います。そういった意見も参考にしながら、協議してまいりたいと思っております。

**平岩委員** ありがとうございました。

**竹内委員長** 今に関連してですが、今、大分大学の附属小・中学校、独立行政法人の主体になっておりますね。そうすると、一旦、県や市の公務員を退職して民間に就職することになって、いろんな福利厚生がもうそこで断絶をする。そこで希望者が非常に少なくなっていたり、あるいは言い方がちょっとどうかと思いますが、病気休養を明けた人とかが割とたくさん行っているという実態が、今、私のほうに報告がっております。

市と県の場合は、そういう相互乗り入れをした場合に、福利厚生というのはスムーズにいくようになっているのでしょうか。やっぱり多少の変化が起こって、1回打ち切って、県、市と分けていくのでしょうか。その辺お願いします。

**大石福利課長** 健康面につきましては、その管理責任が事業主となっております。そのようなことになっておりますので、県は県の教育委員会が、それから市町村立学校の職員につきましては市町村が行うとなっております。

また、共済組合員ということであれば、市町村立学校、県立学校も同じ組合員ですので、そこで共済組合の事業としての福利厚生は同様に行うようになっております。

以上です。

**竹内委員長** 附属へ行く場合に比べて問題点は少ないんだろうなとは思っておりますが、その辺、全部、一度、主体が変わるときにどんな問題点が起こっているか、そのことによって教育に対してどんな弊害が起こっているかということを少し調べておいていただきたいと思っております。

以上です。

ほかに委員からいいですか。

**戸高副委員長** 1点だけ。中学校学力向上対策支援事業の要求額なんですけど、これが13億円ちょっと大きく上がっているんですけど、その新規の内容というのはちょっとこれではわからないので、簡単で結構ですので、説明いただけますかね。

**後藤義務教育課長** 1番の中学校学力向上対策支援事業についての要求でございますけれども、中学校の学力がまだまだ停滞をしているというようなことから、少し学力を向上させるために、学力向上に専任する教員の人件費をここに上乘せしております。具体的には16名をプラスして要求をさせていただいております。

以上です。

**戸高副委員長** 済みません、全体で何名ですか。

**後藤義務教育課長** ことしのベースで言うと36名でしたけれども、それに16名を足して52名で中学校の学力に当たる教員の要求をしております。

**戸高副委員長** わかりました。

**竹内委員長** ちょっと関連して、前、京都の堀川高校を私たちは視察しました。そこは、グローバルとスーパーサイエンスと両方にとって、そのために加配が2人ずつついていて、非常に研究が充実していると。その中で、舞鶴高校とか上野丘高校で分けてやっているんですが、その中の内容に比べると、とてもハイセンスに見えました。

私、そこで聞いたんですね。例えば、舞鶴高校とスーパーサイエンスで人材交流をして、2人ずつ入れかえて、堀川高校でやっていることを舞鶴高校に持って行っていただくし、舞鶴高校でやっていることをまた堀川高校で交換するというのは可能でしょうかとお尋ねをしたら、「大歓迎です」とおっしゃったんですね。

だから、堀川高校に限りませんが、やはり他県で結構成果を上げているところとも交流をして、もっと新しい手法で、今ちょっとまだ大分県はグローバルもスーパーサイエンスも、少し進学を強化するような印象を受けてしまいます。それは私の印象かもしれませんが、まだまだだと思しますので、より充実するようにお願いします。

ほかにはいいですか。

〔「なし」と言う者あり〕

**竹内委員長** 委員外議員いいですね。

〔「はい」と言う者あり〕

**竹内委員長** ほかにご質疑等もないので、次の報告をお願いします。

**江藤生徒指導推進室長** 文部科学省が実施しました平成25年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査の結果（速報）が公表されましたので、ご報告いたします。

資料6ページの「2いじめについて」をごらんください。

いじめの認知件数は、小中高特別支援学校合わせて3,496件で、昨年度の3,739件より243件減少しています。児童生徒千人当たりの認知件数は27.1件です。本県は、全国平均の13.4件より多くなっていますが、これはささいな事案もいじめとして捉え、適切に対応するよう周知した結果と考えています。

いじめの態様としては、「冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、いやなことを言われる」が最も多く66.2%であり、以下「仲間はずれ、集団による無視をされる」が23.

3%、「軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする」が21.1%などとなっています。

認知したいじめのうち解消しているものは2,951件で、解消率は84.4%です。昨年度より5.9%増加し、解消率は4年連続で向上しています。

続きまして7ページをお開き下さい。

昨年施行されました3のいじめ防止対策推進法を踏まえた地方公共団体の対応状況についてご説明いたします。

地方いじめ防止基本方針については県及び10市町村が策定済みであり、いじめ問題対策連絡協議会については県及び5市町で設置をしております。

次にその下、4のいじめ防止対策推進法を踏まえた学校の取組状況です。

同法により義務付けられている学校いじめ防止基本方針の策定といじめの防止のための組織の設置については、県内全公立学校では策定を終えています。

続きまして、7ページの下段、「5暴力行為」について、ご説明いたします。

暴力行為の発生件数は、小中高特別支援学校合わせて374件で昨年度の314件より60件増加しています。

8ページをごらんください。

2つ目の白丸、暴力行為の状況にありますように、対教師暴力が43件、生徒間暴力が236件、対人暴力が16件、器物損壊が79件となっています。

続きまして、中ほど「6小中学校不登校」についてご説明いたします。

小中学校の不登校児童生徒数は1,249人であり、昨年度の1,200人より49人の増加となりました。児童生徒千人当たりの不登校児童生徒数は13.3人で、昨年度の12.6人より0.7人増加しています。

不登校のきっかけとしては、無気力が最も多く34.3%であり、以下、不安などの情緒的混乱が33.1%、いじめを除く友人関係をめぐる問題が15.2%などとなっています。

不登校児童生徒のうち、指導の結果登校する又はできるようになった児童生徒は446人であり、全不登校児童生徒の35.7%となっています。

9ページをお開きください。「7高等学校不登校、中途退学」についてご説明いたします。

高等学校の不登校生徒数は659人で、昨年度より24人の増加となりました。また、中途退学者数は582人で、昨年度より47人の増加となっており、中途退学率は1.7%となっています。

最後に、ページ中ほど、「8大分県教育委員会の取組」についてご説明いたします。

県教育委員会では、昨年、いじめ防止対策推進法が施行されたことを受け、本年4月に大分県いじめ防止基本方針を策定し、同法に基づく学校基本方針、校内組織の設置など、いじめ問題に対する学校の組織的な取り組みを推進しているところです。

また、不登校児童生徒数の減少に向けて、スクールカウンセラーの小中連携配置を拡充するとともに、本年度から配置した不登校対策コーディネーターが不登校未然防止の取り組みや、初期対応システムである「あったかハート1・2・3」の取り組みを進めています。

今後も、教職員の生徒指導力向上と組織的な生徒指導体制づくりを推進しながら、児童生徒一人一人を大切にしたい生徒指導を進めてまいります。

**蓑田体育保健課長** 平成26年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果についてご報告します。

まず、資料10ページをごらんください。

この調査は、全国的な子供の体力の状況を把握・分析することにより、体力向上の施策の改善を図ることを目的として、全国の小学校5年生と中学校2年生を対象に平成20年度から実施しています。

調査事項としては、握力や50メートル走といった8種目の実技に関する調査と質問紙調査を行っています。

次に、11ページ上段の資料1をごらんください。

この表は、平成26年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果における体力合計点での全国順位を示したものです。

本調査につきましては、平成20年度から実施しているもので、21年度までは悉皆での調査でしたが、22年度と24年度は20%の抽出調査を行っており、25年度からは再び悉皆調査として行われております。なお、平成23年度は震災のため中止となっております。

本県の全国順位についてですが、小5男子は9位、九州では1位であります。小5女子は全国では13位、九州では2位、中2男子は全国では18位、九州では3位、中2女子は全国では36位、九州では6位という結果でした。

いずれも過去最高の順位となり、特に小学生については、九州トップレベルを達成することができました。

続いて、下段の資料2をごらんください。

この表は、今年度の体力合計点と5年前の21年度の体力合計点の差を、体力合計点の伸びとして示し、その数値が大きい順に都道府県を並べたものです。

本県の全国順位についてですが、小5男子が2位、小5女子が1位、中2男子が3位、中2女子が1位という結果でした。

資料1では、中2女子は36位という結果をお知らせしましたが、この表からは、中2女子を含め、本県児童生徒の体力が確実に向上していることがおわかりになると思います。

次に、12ページの資料3をごらんください。

本調査では、実技調査に加え、児童生徒や学校に対する質問紙調査も行っています。

資料3は学校に対する質問紙調査結果から抜粋したものです。県平均が全国平均を10ポイント以上上回った項目を網掛けにしています。

例えば小学校で見えますと、体力・運動能力向上の目標設定を行っている学校は、全国で79.9%に対して、本県は97.5%になっていることがおわかりになると思います。

現在、県教育委員会では、目標達成に向けて組織的に取り組む「芯の通った学校組織」の構築を目指しており、その一環として、体力の向上につきましても、学校での組織的・計画的な取り組みを推進してきたところです。

資料3は、こうした県教育委員会の体力向上に向けた指導の裏づけとなるものと判断し

ており、今回の体力調査結果が向上した大きな要因として捉えております。

最後になりますが、調査結果の考察を申し上げます。

本調査結果から、本県児童生徒の体力は確実に向上していることが明らかとなりました。

その要因としましては、学校での組織的・計画的な体力向上の取組により、児童生徒の運動の実施頻度が高まったことが考えられます。

今後は、児童生徒、特に女子中学生の運動の実施頻度を高める工夫を行い、さらに運動好きな児童生徒を育成していきたいと考えております。

以上で、平成26年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果についての報告を終わります。

**竹内委員長** ただいま、執行部から説明がありましたが、ご質疑・ご意見はありませんか。

**麻生委員** 2点伺います。

まず1点、いじめに関して、解消率が84.4%ということが示されましたが、まだ解消できていないのが500件を超える件数があると、これが問題であると思うんですね。

ということは、特に気がかりになるのは、単年度で解決できずに、クラスがえもすることなくて、先生もかわらずにそのままいくような小規模校。こういったのが2年間、先送りされているような学校がこの500件のうちどれくらいあるのか、把握しているのか、そういったものについてはどのような対処をしているのか教えてください。

それからもう1点が、暴力行為について、対教師暴力が43件あるというのが、これがちょっと心配であります。児童生徒との信頼関係、一度こういうことがあると、人間ですから、やっぱりお互いさまというか、もうクラスをかえるとか、対処方法というのは大変厳しいと思うんですね。そういったことをどうしていらっしゃるのか、以上2点伺います。

**江藤生徒指導推進室長** いじめの解消率は84.4%で、委員ご指摘のとおり解消できていないもの、翌年に持ち越されているものというのもございます。もちろん、いじめそのものの発生が、3学期以降の調査期間の随分後のほうで出てきたものは、もちろん解消していないという形で上がるんですけれども、先ほどご質問にありました500件のうち、どのくらいがどうなっているのかという部分について、今、手持ちにございませぬ。申しわけございませぬ。

小規模校で、特にクラスがえもなくという形のが、確かに起こるというか、もうご指摘のとおりだと思います。

できるだけ学校のほうではクラス担任をかえるとか、新しい視点を入れてもらうような努力はしてくれていると思いますけれども、具体的に、じゃ、何校が、何人がそうなったかというところについての把握はしてございませぬ。

それから、暴力行為のところですが、対教師暴力ということについては、先生も受けてしまったわけですから、感情的な部分というのは残るかもしれませんが、やはり生徒としっかりと話し込む、あるいは生徒理解を進めるということを進めていくと申しますか、話を十分にやっていくという方法しかないと思います。

**麻生委員** 以上2点の件は、やっぱり現場にいる人間、現場の感覚と県教育委員会がずれてしまっていると。あるいは、その対処方法もスピードアップ、今言ったようなことに対してぱっぱっぱと答えきれんならば、ちゃんと現場において、現場感覚で支援をして

いるということにつながっていくんだろけれども、そこはやっぱり十分反省していただきながら、もっとスピード感を持って対処していく必要があるかと思います。

子供たちの1年というのはあつという間ですから。1学期もあつという間だし、1カ月もあつという間ですよ。その辺をしっかりと、やっぱり現場に出て行って応援するというのは、こういった500件を、県の教育委員会で教職の資格を持っている先生方が交代で直接出向いて行ってサポートするぐらいの、それが本当の現場主義じゃないかな。その辺はぜひ検討してほしいと思います。

以上です。

**竹内委員長** ほかに委員の方ございませんか。では、私から尋ねます。

資料の9ページの高等学校不登校、中途退学ですが、いずれもふえています。高校生の数は減っていると思います。それなのにふえているというのは、増加傾向がこれ以上に強いのではないかと考えています。

そして、不登校やいじめの原因を尋ねますと、個人的背景とか人間関係とかいろいろなことがあってという答弁をいただいています。しかし、学校で解決できる問題が何なのかということが大事だと思うんですね。それを今はどのように把握しておられて、どのような対策をとっているか。それを防止することができるのが道德教育につながっていくと思いますので、ご答弁をお願いします。

**江藤生徒指導推進室長** 高校の中途退学等のお話でございますが、高校の分につきましては、学校生活や学業への不適應、進路変更による中途退学者が多くなってきてございます。

高校生活に意欲がないとか、別の学校への入学を希望、就職を希望という理由が多く、一旦は高校に入学したものの、学校生活や学業に意欲が持てず、進路変更を希望する生徒がふえているという報告を受けております。

そのための対策でございますが、学校には進路指導部を初めとして、教育相談等、きちんと組織体制を組んでおりますので、そういった生徒にも対応しながら、生徒の希望を達成させる相談を受け付けているところでございます。

**竹内委員長** ありがとうございます。今2つ合わせてお答えいただいたということですね。

私、不適應の場合に、子供、あるいは大人もそうですけれども、3つの行動に出ます。1つは、その自分の環境に対する反抗、攻撃ですね。非行もその中で起こります。2つ目は、退却です。だから、学校を中途退学する、あるいは不登校になるということです。3つ目は、内在化して病気になります。これは自律神経から、免疫から、あるいはホルモンの病気と多様な病態を示します。

その中で、不適應ということは、個人の生き方が環境に適應する能力が育っていないということが一つあります。どんな環境であろうとも生き抜く力、これが育まなければならないというのが個人の側にはあります。もう1つは、環境そのものが個人が伸び伸びと自己実現できるという環境にないという2つの面があります。だから、個人の側からと環境の側からと、もっと詳しい分析をしていただいて、それを道德教育に生かすという観点をいただきたいと思っていますが、ご意見をお願いします。

**江藤生徒指導推進室長** 個人の能力が育っていないということと、環境そのものの不足ということでもあります。分析をもう少し詳しくしていきたいと思っておりますし、実は生徒指導の3機能というのを今後きっちりといろんな分野で取り入れていきたいというふうに考えて

おります。

**竹内委員長** 前から私が何度ももっと深くと言っていたのに取り組んでいただいているのがわかりますが、ちなみに3機能というのは何でしょうか。

**江藤生徒指導推進室長** 失礼しました。

1つ目は、生徒の自己存在感を与える。そして2つ目は、共感的な人間関係を育てる。3つ目が、自己決定の場を与えて育てる、自己の可能性を育てていくと。

**竹内委員長** ありがとうございます。私が専門なので、ちょっと言いますと、自己をびしっとしていくという意味では、自己存在感とか自己決定とか、もう1つは自己責任感ですね。その3つが縦の列をなして自分を尊重できるということになりますよね。

2つ目は、共感力を中心として、その相手に対してもそれができる。

その3つ目が、実は今の学校教育で大切だと思うんですが、協働していくということですね。自己も他者も一緒に集団をつくり、環境をつくる能力、これを育てないと、政治的無関心、あるいは職場が悪い、環境が悪いせいになってしまう。そういうことも含めて、最後、協働力についてもう少し研究していただきたい課題です。

ちょっと私の専門性で少し立ち入り過ぎたかもしれません。ご容赦ください。委員の皆さんも済みません。

それでは、ほかに委員外ありませんですか。

〔「なし」と言う者あり〕

**竹内委員長** ほかにご質疑等もないので、次の報告をお願いします。

**佐野教育改革・企画課長** 説明資料の13ページをお開きください。

子供の力と意欲の向上に向けた「芯の通った学校組織」活用推進プランについて、ご報告します。

「『芯の通った学校組織』の構築について」という横刷りのものをごらんください。「現状及び学校改革の方向性」の2つ目のひし形にありますとおり、大分県の特に小中学校を中心に、学校の目標が抽象的すぎる、主任制度が十分定着していないという課題が大きいことから、校長のリーダーシップのもと、全ての教職員が目標に向けて組織的に教育活動に取り組むよう、芯の通った学校組織という言葉掲げて学校改革を進めているところ です。

下の枠の中にありますとおり、平成24年度から26年度の3フェーズにわたって、取り組みを推進してきており、1番最後の下線部のところにありますとおり、本年度夏には全ての学校を対象に、定着状況調査を行ったところでございます。調査の結果、成果とともに様々な課題も明らかになったことなどから、今回の計画の作成に至ったところでございます。

別冊の子どもの力と意欲の向上に向けた『芯の通った学校組織』活用推進プランをごらんください。

表紙の次のページの目次をごらんください。

まず、「第1から第3フェーズの成果と課題及び今後の方向性」といたしまして、「これまでの経緯」と「定着状況及び課題」をまとめています。その上で「今後の方向性」、それから「第4・5フェーズ」の取組という構成となっております。

そのうちの「今後の方向性」ですけれども、17ページをお開きください。

こちらが、ここまでの成果と課題を踏まえた「今後の方向性」を書いておりますので、読み上げさせていただきます。

「芯の通った学校組織」の構築に向けた第1フェーズ、第2フェーズ、第3フェーズの取組により、目標達成に向けた組織的な取組が進み、その基盤となる学校運営体制が全ての学校に定着しつつある。また、学校運営への参画に対する教職員の意識の高まりが見られる。

他方、重点目標への学校の課題の反映や重点目標、分掌等目標、自己目標の連動、主要主任等の意識の向上、主任制度及び主任手当の趣旨の徹底、充実した議論のための運営委員会の一層の工夫や効率的な活用など、目標達成に向かうマネジメント、基盤となる学校運営体制の双方に、なお課題が残っている。学校からは、「『芯の通った学校組織』の改革のスピードが速すぎ、全ての教職員に確実に定着するには、一層の継続的な取組が必要」という意見もある。

このため、今後、これら残されている課題を踏まえて、更なる取組の徹底を図る必要がある。

また、「芯の通った学校組織」の取組が進む中、学力・体力向上のための取組やいじめ対応など、学校活動全般において、目標達成に向けた組織的な取組が行われつつあり、成果も上がってきている。

今後とりわけ、大分県の課題である、思考力・判断力・表現力等の育成や、高止まりしている不登校への対応において、組織的な取組を進めることが求められる。また、「芯の通った学校組織」の取組を通じ焦点化・具体化された学校の目標・取組を共有し協働する取組を通じて、学校・家庭・地域の連携を一層進めることが重要である。

「芯の通った学校組織」の目的は、「芯の通った学校組織」の「形」をつくることにあるのではなく、新しい学校評価・教職員評価の仕組みや運営委員会の設置など「芯の通った学校組織」で提案している学校マネジメントのツールや考え方を活用して、教育活動を持続的・発展的なものとする中で、子どもたちの力と意欲を伸ばすことにある。

第3フェーズまでの「芯の通った学校組織」の取組により、学校の組織力は着実に向上してきたものの、なお課題はあり、また教育活動の更なる充実のため、その一層の活用が必要である。

このため、「芯の通った学校組織」の「取組の徹底」と「一層の活用の推進」を通じて、子どもたちの力と意欲の向上が図られるよう、今後、2年間に渡り、以下のテーマのもと、取組を継続していくこととする」、としています。

その上で、下枠囲みに中にありますとおり、第4フェーズについては「「芯の通った学校組織」の活用推進」、第5フェーズについては「子どもの力と意欲を高める「芯の通った学校組織」の確立」というテーマを掲げて、取り組みを継続したいと考えています。

18ページ以降は、「第4・5フェーズ」の取り組みについて記載をしています。

最後のページをお開きください。「子どもの力と意欲の向上に向けた『芯の通った学校組織』活用推進プラン」についての概要です。この概要に基づいて、第4フェーズ、第5フェーズについて紹介したいと思います。

第4フェーズ、第5フェーズの大きな枠組みとして、「取組の徹底」、「一層の活用の推進」、「推進方策」という3つの柱で構成しています。

まず、「取組の徹底」につきましては、目標達成・組織マネジメントの徹底のため、「8つの観点」に基づいて一層の指導・支援をしていくとしています。

この「8つの観点」のうち、1つ目から4つ目については学校目標の重点化や、PDCAサイクルなどについてまとめたものです。また、6つ目から8つ目については、主任制度や運営委員会など基盤となる学校運営体制についてまとめたものです。

次に、主任手当の抛出に対する県・市町村教育委員会の取組の推進についてです。

この夏に行いました定着状況調査の結果、主任手当を「抛出していない」とする回答が小学校で25%、中学校で64%、県立学校で80%にとどまっている状況が明らかになっています。こういった主任手当の抛出行為は、法令の趣旨に鑑み許容されるものではなく、市町村教育委員会と連携して、以下の4つのことに取り組むこととしています。

1つ目が、主任手当の抛出に関する継続的な調査と市町村毎の公表。2つ目は、県・市町村教育委員会の連名による職員団体への要請。3つ目は、校長等への任用に当たっての資質の確認。4つ目が、県・市町村教育委員会における主要主任の承認要件の設定です。

次の「一層の活用の推進」につきましては、「「芯の通った学校組織」を活用して大分県の課題である思考力・判断力・表現力等の育成のための組織的な授業改善や不登校への対応のための組織的な取組、学校・家庭・地域の協働が図られるよう、以下の取組を進める」、としています。

Iの目標達成に向けた組織的な授業改善につきましては、組織的に授業改善を進める上での留意点として、①児童生徒の力や意欲についての課題の把握と指標の設定、②授業改善計画の作成と体制の構築、③校内研究の質の向上、④「新大分スタンダード」の活用を掲げた上で、県教育委員会としては、校内研究の手引きの作成と学校への指導支援、研究団体の活性化を通じた授業改善の推進を図っていきたいと考えています。次の体力向上の推進に関しては、体力向上に係る推進校の指定や情報共有による支援を進めていきたいと考えています。

IIの組織的な生徒指導の推進につきましては、学級づくりや授業改善を通じた未然防止、「あったかハート1・2・3」の徹底による初期対応、関係機関と連携した学校復帰支援といった3つの取り組みについて、不登校対策委員会での計画作成等による組織的な対応を推進した上で、不登校対策委員会活性化のための指導・支援や、地域不登校防止推進教員による支援といった形で進めていきたいと考えています。

IIIの学校・家庭・地域の協働につきましては、共通の目標のもと、意思疎通を図りながら、学校・家庭・地域それぞれが取組を進める、学校・家庭・地域の「協働」を推進するため、「目標協働達成校」の推進、学力向上会議の発展的な見直し、コミュニティ・スクールの推進を図る、としています。

最後に「推進方策」については、学校マネジメント研修の充実といたしまして、主要主任等や若手教職員の研修の充実などを行います。次に、教育事務所による指導・支援といたしまして、全ての学校に年間2回、加えて市町村教育委員会との協議を踏まえて追加訪問を実施することとしています。3つ目に、県立学校に対する設置者としての指導として、目標・取組の焦点化と県教育委員会によるマネジメントの推進等を行ってまいります。最後に、研修・会議等の精選として、学校の実態の把握に基づく県教育委員会の研修・会議等の精選と関係団体等への要請を行ってまいります。

1 ページ戻っていただきまして、41 ページをお開きください。

「おわりに」になりますが、定着状況調査では、9割の校長、8割の保護者が、「大分の教育は、より良くなってきていると思う」と回答し、その理由として、目標達成に向けた組織的な学校運営により教職員の意識改革や学校改善が図られていること、学校全体が協力して取り組んでいることを挙げています。学校全体での組織的な取組が定着しつつあることを、校長や保護者が実感している結果だと考えられます。ここ数年、学力・体力が継続的に向上しつつあり、各学校、市町村教育委員会の積極的な取組により、大分県の教育改革が実を結びつつあります。現状に止まることなく、教育を不断に改善し、子どもたちが夢に挑戦し、自己実現を図るための力を身に付けさせることが教育に携わる者の使命であり、目標達成に向けた組織的な取組によって、子どもの力と意欲を一層伸ばせるよう、市町村教育委員会との緊密な連携のもと、取組の推進を図っていく、としています。

以上で、「子どもの力と意欲の向上に向けた『芯の通った学校組織』活用推進プラン」についての説明を終わります。

続きまして、大分県グローバル人材育成推進プランについて、ご説明を申し上げます。お手元に別冊資料で大分県グローバル人材育成推進プランを配付させていただいております。29 ページをお開きください。29 ページ以下が概要となっておりますので、こちらに基づいて説明したいと考えております。

平成26年の5月14日以降、本県におけるグローバル人材育成に必要な教育上の課題・今後の取組みについて協議・検討するために、企業、大学関係者、保護者、学校教育関係者、市町村教育委員会の総勢13名の方による大分県グローバル人材育成推進会議を立ち上げて、そこでの協議を踏まえて作成したのがこのプランです。

30 ページをごらんください。大分県グローバル人材育成推進会議の中では、まず初めに、会議での意見やアンケート結果を踏まえて、大分県におけるグローバル人材の資質・能力はどういうものかということについて検討をいたしました。その審議の結果、世界に挑戦し、多様な価値観を持った者と協働する基盤となるような、挑戦意欲と責任感・使命感、多様性を受け入れ協働する力、大分県や日本への深い理解、知識・教養に基づき論理的に考え伝える力、英語力・語学力というこの5つの力の総合力といったものがグローバル人材には必要であり、その素地を教育の中で培うことが必要であるとしております。

本プランにおきましては、この5つの力を総合的に育成するために、今後3年間にわたって取り組むべき施策について示しております。ページをおめくりください。

5つの力のそれぞれについての現状、課題と取組みについて、一枚紙にまとめております。

まず、挑戦意欲と責任感・使命感です。現状・課題としては、大分県の子供たちにおいて、海外への挑戦意欲が高くないという状況がある。例えば、将来留学したり国際的な仕事に就いてみたいという小中学生は3割、留学に前向きな高校生は4割に止まっており、実際に留学や、海外大学への進学実績が低調になっております。その背景としては、留学や海外大学への進学をサポートが十分でないといった状況があると捉えております。

こういった現状・課題を踏まえまして、取組としては、人材バンクの設置によるグローバル人材に触れる機会の充実、留学フェアの開催や留学ガイドの作成等を通じての生徒、保護者、教員への情報提供の充実と気運の醸成、海外大学進学への相談体制の整備、それ

から留学への経済的な支援の充実を図っていきたいと考えております。

2つ目が、多様性を受け入れ協働する力です。この力に関する現状・課題としましては、国際交流活動はある程度行われているけれども、その頻度や継続性等に課題があること、もう1つはALTの一層の活用が課題と捉えております。こういったことを踏まえまして、今後の取組として、国際交流活動についての市町村教育委員会での情報共有の推進、小中学生を対象としたイングリッシュキャンプの継続的な実施、県立学校での海外姉妹校協定の締結など国際交流の推進、留学生活用を軸としたSGH、スーパーグローバルハイスクールの教育プログラムの普及、また、異文化理解の推進の観点からのALTの活用などを進めていくとまとめています。

このローマ数字Ⅰの取組、また、ローマ数字Ⅱの取組、この2つを併せて、その右側を書いてありますとおり、一定の期間、継続的に外国人と一緒に活動した経験があるという生徒を、この3年間の計画の中で倍増したいと考えています。

次に、ローマ数字Ⅲ、大分県や日本への深い理解でございます。

現状・課題として、郷土学習の一層の充実や、考え伝える活動を通じた理解の深化が必要としております。そのため、取組としては、郷土の先人に関する教材の作成や活用等による郷土学習の充実、郷土の歴史遺産、史跡等に触れ学ぶ機会の充実、海外姉妹校との交流等の中で、郷土や日本についてのプレゼンテーションする機会の充実といったものを目指していきたいと考えております。

次に、ローマ数字Ⅳ、知識・教養に基づき論理的に考え伝える力であります。

現状・課題として、小中高において、思考力・判断力・表現力等を育成する取り組みがまだ必ずしも十分ではないと考えております。取組としては、継続的な授業改善を進めていく、特に中学校では、全教科、全教員を通じた学校改善の推進、また、高校入試改革や、また高校においては授業改善推進プランの作成による授業改善を計画的な推進を図っていきたいと考えております。

最後にローマ数字Ⅴ、英語力であります。

現状・課題としましては、英語の授業が分かる、英語が好きと答える生徒が少ないという状況があります。まず、英語が分かるかと答えた中学生が57%、高校生が44%。また、英語が好きと答えた中学生は54%、高校生が40%といった状況にあります。また、英語教員の外部資格保有が不十分であったり、英語教育の改善方策がそもそも明確でないという課題がございます。

今後の取組としては、年内に有識者、教員等で構成する英語教育改善推進委員会を設置して、大分県英語教育改善推進プランを策定し、改善を図るとしております。

こうした5つの力を、大分県グローバル人材育成推進会議によるフォローアップ、それからグローバル人材育成のための体制の整備などを図りながら、継続的に高めていくことを通じて、世界に挑戦し、多様な価値観を持った者と協働する基盤を育成していきたいというふうに考えております。

以上であります。

**甲斐人権・同和教育課長** 大分県人権教育推進計画（改訂版）素案について、別冊でお配りしていますが、主な内容については、説明資料の14ページ、大分県人権教育推進計画（改訂版）素案の概要をごらんください。

前回の委員会で、改訂版の策定についてご説明させていただきましたが、本日は、これまでの大分県人権教育推進計画検討委員会等で議論を重ね、素案を作成しましたので、ご報告させていただきます。

計画の改訂に係る今後のスケジュールについては、12月中旬からのパブリックコメントにより県民の皆様のご意見を伺い、これらのご意見を踏まえて、検討委員会、教育委員会会議で成案を審議、決定した後、3月の委員会でご報告し、年度内に公表する予定にしております。

それでは、素案の主な内容について説明いたします。15ページをごらんください。

左端に推進計画の主な4つの改訂理由を表記しています。具体的な改訂点につきましては、その右側に記載しています。個別の人権課題ごとに、現行推進計画、現状と課題、追加修正点を記載しております。

まず、同和問題については、「20代の14.4%が同和問題を知らない」年代別でもっとも高い割合である、「地域による学習体制の較差」があることから、社会生活で偏った知識習得になりがちなため、学校教育で正しい学習になるよう「保・幼・小・中・高の校種間の連携」、「児童生徒の発達を考慮したカリキュラムの編成」、「社会教育の推進体制の構築」を追加修正しました。

次に、女性の人権問題については、「役割分担意識、社会的制度または慣行の根強い存在」、「デートDV・インターネットを介した性犯罪の増加」を現状と課題とし「固定的役割分担意識解消や働き方を見直す学習・啓発」、「育児・介護休業法の積極的な周知」、デートDVを初めとして「男女の相互理解と協力の重要性などの指導の充実」等を追加修正をしました。

次に、子どもの人権問題については、「いじめ・虐待・体罰の深刻化」、「子どもの貧困対策とネットワークづくりの大切さ」を現状と課題とし、「大分県いじめ防止基本方針による防止体制」、「改正虐待防止法の趣旨の徹底」、「安心して学べる環境づくり」、「乳幼児期の保護者などへの学習機会の提供」を追加修正しました。

次の高齢者の人権問題では、「高齢者への虐待・振り込め詐欺の増加」、「社会全体で高齢者を尊敬している割合は5割」を現状と課題とし、「高齢者の人権侵害の具体的事例学習」、「交流による高齢者の理解の促進と実践力の育成」を追加修正しました。

次の障がい者の人権問題では、結婚での反対が大分県では全国比で17.2ポイントも高いことなど「偏見や差別の意識が根強い実態」、発達障がいをはじめとして「特別支援教育へのニーズの高まり」、障害者差別解消法等「新たな法令条例の制定」等を現状と課題として、「合理的配慮の理解促進」、「特別支援教育に関するすべての校種の教員への研修の充実」、「一般就労を目指した就労支援等の推進」、「障害者差別解消法・大分県福祉のまちづくり条例の学習」等を追加修正しました。

次に、外国人の人権問題では、「在日韓国人・朝鮮人への差別偏見」、「外国にルーツを持つ児童生徒の増加」、「異なる習慣・文化を持つ人の増加」を現状と課題とし、「大分県在住外国人に関する学校基本方針の周知」、「地域で偏りのない支援・相談・連絡体制のネットワークづくり」等を追加修正しました。

次に、医療をめぐる人権問題では、「エイズ患者・HIV感染者への差別偏見の存在」、「ハンセン病問題の解決を促進する法律施行」等を現状と課題とし、保健体育担当教員と

養護教諭との連携による「エイズ患者、H I V感染者への差別解消に向けた更なる取組」、  
「ハンセン病のより正確な理解」等を追加修正しました。

最後に、さまざまな人権課題については、社会状況の変化に伴う新たな対応が求められています。例えば、今月10日から始まる北朝鮮人権侵害問題啓発週間では、人権・同和対策課と連携して、啓発ポスター掲示の依頼や街頭啓発活動等を行う予定にしております。これまでも、政府主催の啓発コンサートの通知や「北朝鮮当局による日本人拉致問題の解決に向けて」の理解促進として関連する映像作品の利用を通して拉致問題に関する学習の推進等に努めてきたところです。今回の改訂には、日本人拉致問題に関する映像作品の活用促進」と具体的な方策を明記しました。そのほかにも「SNS、情報モラル学習の促進」、「性同一性障がいへの理解」、「東日本大震災に伴う人権問題」等を現行推進計画に追加修正しました。

以上でございます

**竹内委員長** ありがとうございます。

ただいま執行部から説明がありましたが、テーマは、芯の通った学校組織と、グローバル人材の育成推進と、人権教育推進の3つに分かれております。

まず、芯の通った学校組織からまいります。委員外議員の方、ご質疑、ご意見。

〔「なし」と言う者あり〕

**竹内委員長** 次に、大分県グローバル人材育成推進プランについて。

**麻生委員** 先般も、これの推進会議を設置されたということではありますが、29ページに学校教育関係者3名、校長先生が入っていらっしゃいますが、この選定の根拠をお知らせください。

**佐野教育改革・企画課長** まず、森山校長につきましては民間人校長でございまして、もともと海外の取引を多くする商社勤務をされて校長になっておられます。そういった趣旨で入っていただいております。

それから、吉村校長及び工藤校長に関しましては、中学校、高校における英語の教科部会の会長でございます。

以上であります。

**麻生委員** 英語だとか民間人というのはいいんですが、本当の意味でのグローバル人材の育成について、先般も中から育てるのか、外から入れるのかという話も随分させてもらいました。いずれにしても、現場の先生の中にもそういった中核の人材をどうつくっていくか。今後、実践をされるわけではありますが、APUの横山先生も入っていらっしゃいますので、モデル事業としてGCEP（ジーセップ）、グローバル人材の育成の研修事業そのものをAPUで社会人枠でやっていらっしゃいますので、ぜひそういったものもうまく活用してやっていただければと思います。

以上です。

**竹内委員長** ほかに。委員外議員の方いいですか。

〔「なし」と言う者あり〕

**竹内委員長** 私も今の麻生委員の、何か推進会議をするときに重複して推進会議に出ている人についてこの前、質問をして、また同じ人が今回も入っております。1人が何役、どのような経過をしたかという報告を少ししていただきたいと思います。きょう誰がという

ことは言いませんので。やはり広く人材を求め、広い知識を内から外から入れるには、人材というのは非常に大切になりますので、再検討をお願いします。これは前から要望していることです。教育委員会ではないかもしれませんが、知事部局の私学振興・青少年課も教育委員会の所轄になるかもしれませんが、社会教育になるかもしれませんが、その辺についてももう1回、再検討をお願いして、やっぱり新しい意見を出す、そういう人を人材として求めていただきたいと思います。それは私の意見です。

ほかには。いいでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

**竹内委員長** 委員外議員もいいですか。

〔「なし」と言う者あり〕

**竹内委員長** では次、甲斐人権・同和教育課長のご説明について、何かご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。

〔「なし」と言う者あり〕

**竹内委員長** 委員外議員はよろしいですか。

〔「なし」と言う者あり〕

**竹内委員長** 私から最後に質問をいたします。

先ほど説明をいたしました人権問題のたくさんの方の柱が最近出てきたということがよくわかります。

平岩委員が本議会でいみじくもおっしゃったんですが、鳥の目と虫の目。この全部の柱というのは、ある意味では虫の目です。この人権問題の鳥の目というのは、どこに神髄があるのか。そのことについて、甲斐人権・同和教育課長、お願いします。

**甲斐人権・同和教育課長** 国の第3次取りまとめの中に、きちんと人権教育も日常化をするということで、自分も人権を大切にして、相手を尊重すると。そして、人権を守る行動力につなげるということ、一応、第3次取りまとめの中に書かれておりますので、それが鳥の目になろうかと思えます。

**竹内委員長** ありがとうございます。一生懸命お仕事をされているのを非難するわけではないんですが、国から来たものをそのまま見て、文面として受けとめるのが鳥の目ではないと私は思うんです。やはり自分が見た虫の目をどのように鳥の目にしていくか、それが国が言ってきたこととどのように整合するのかということを見る目が、今からの公務員には必要な時代だと思えます。

これはいじめの問題にもつながっているんです。自分の人権を尊重せず相手の人権を尊重しないところにいじめが起こります。どういうときに人権を尊重しないでしょうか。幾つもの柱が上がっていますよね。なぜこのような人たちは人権を尊重されないというふうにお考えなのかということをお聞きしたいわけです。

**甲斐人権・同和教育課長** さまざまな問題がありますが、先ほど生徒指導推進室長から出たように、生活上がきちんとしていないと、なかなか生活が安定しない。

そうすると、自己肯定感を持たないということで、自分も尊重ができない。そうすると、友達、相手の人権にもなかなか目が届かないというようなこともございますので、そのような生活の環境と学校の環境と、複雑に絡まっている問題において、人権がなかなか尊重できないということもあろうかと……

**竹内委員長** 私は今のを聞いてちょっと違うなと思ったんですね。今、いろんな人権問題の委員会等もあると思うんですが、同じ質問をしてどの委員がどのように答えるか、ちょっと聞いていただきたいなと思うんです。韓国問題とか、いじめの問題とか、いろんな柱がある。その根底にあるのは、自分と違うものを理解していないということなんです。共感が育っていないということでもあるわけです。だから、その辺の道德教育がきちんと行われれば人権問題の多くは解決します。

私もそういう目に遭いました。あるグループがあります。私がこういう独特な意見を言います。そうすると、あの人は変わっちゃるけんということで、あるメンバーの仲間をつくる時に外すとか、情報を流さないとかいうことが起こります。そういうのがいじめなんです。子供の間でも起こります。教員の間でもそういう相談を受けています。

ある学校で、自分たちの仲間と意見が合わない教師に自分たちが持っている生徒の情報を流さない。そのことによって、その人が生徒の指導に加われないということで、メンタルヘルス的な問題を受けて、ひょっとしたら訴訟になるかもしれないという状況さえ起こっています。

だから、自分以外のものを認めきる力、そして、それを尊重しながらも協働していく力、そういうのがいじめ防止には大変大切です。大人でもなかなかできないので、私たちは自分が違う意見にいるということは大変苦しいことであります。そのことが、人間が生きていく根幹、真の民主主義社会の担い手は、この人権問題、自立、共感、協働にあると思っていますので、その辺も、もし共感いただけるのであれば、県の教育委員会でいろいろな方針をつくる時に少し背後に持っていただけるとありがたいと思います。

これが文教警察委員長にさせていただいた私の1番言いたいことだったかもしれません。

ちょっと職責を利用させていただきました。ありがとうございます。もう二度と申しませんので、よろしく願います。

ほかにご意見ありませんか。よろしいですね。

〔「なし」と言う者あり〕

**竹内委員長** ほかにご質疑等もないので、次の報告をお願いします。

**藤本教育人事課長** ミニ懇に関する調査結果及び平和授業等についてご報告いたします。説明資料の16ページをごらんください。

まず、ミニ懇に関する調査結果等についてご報告します。

1の経緯、(1)にありますとおり、第3回定例県議会の一般質問において、竹田市及び日田市で職員団体主催の「学級ごとの臨教審問題地区懇談会」、いわゆるミニ懇の開催案内等を行う際、勤務時間中に組合活動を行う職務専念義務違反行為や、学級名簿を使い封書やはがきで保護者に郵送する個人情報保護条例に抵触する行為があったのではないかとのご指摘をいただきました。

そこで、(2)のとおり、当該2市における状況調査を行ったところ、指摘を受けた行為が実際に確認されたため、両市教育委員会が行為を行った教職員と監督者責任のある管理職に嚴重注意を行ったところです。

さらに、(3)にありますとおり、全県における実態調査を進めた結果、多くの市町村立小中学校において、同様の行為がなされていたことが判明しましたので、該当市町村教育委員会が同様に嚴重注意を行ったところです。

調査及び処分結果につきましては、（４）にありますとおり、１１月１８日の教育委員会で報告いたしました。

２の結果をごらんください。まず、市町村立学校について説明します。

下から３行目の市町村計にありますとおり、全学校数４０３校のうちミニ懇実施校は１９１校で、そのうち処分対象校は１３０校でした。

その右、職務専念義務違反対象の教職員は３７３名。その右の項目個人情報保護条例抵触対象の教職員は５２４名。その右、両方合わせた延べ教職員数は８９７名となりました。監督者責任の管理職とあわせると、延べ人数合計１，１５６名が各市町村教育委員会から厳重注意を受けたところです。

県立学校につきましては、下から２行目にありますとおり、５８校中１校においてミニ懇を実施していましたが、対象行為は見受けられませんでした。

この状況を受けまして、再発防止のため、１７ページと１８ページのとおり「教職員の服務規律の保持について」を１１月１８日付で全ての学校等に通知したところです。

通知内容は４点ございまして、①信用失墜行為の禁止、②職務専念義務の徹底、③個人情報の適切な取扱い、④業務の峻別です。

特に、④業務の峻別につきましては、学校における教育活動と職員団体主催行事を初めとする活動との峻別を行い、県民への説明責任をしっかりと果たすことができるようにすることを強く求めたところです。

今後とも法令遵守の観点に立ち、適切に現場指導を徹底してまいります。

次に、説明資料の１９ページでございますが、前回９月１２日の文教警察委員会で「韓国平和の旅」について報告して以降、１０月１日に大分県ＰＴＡ連合会から、ここに記載してありますような要望がありました。

県教育委員会としましては、二度とこうした不安の声をいただくことのないよう、今後必要に応じて、改めて大分県教職員組合に対して申し入れを行うなど対処することをお答えしたところです。

今後とも、職員団体の活動につきましては、先ほども申し上げましたが、法令遵守の観点に立ち、適切に対応してまいります。

以上でございます。

**後藤義務教育課長** 関連して、平和授業についてご報告します。

今般実施された大分県教職員組合主催の「親子で学ぶ韓国平和の旅」を契機として、学校での教育が中立性に欠ける指導内容となっているのではないかとの不安が、保護者及び県民から寄せられております。

例えば、先ほども触れられましたが、１０月１日に大分県ＰＴＡ連合会から提出された要望書では、平和教育において、学習指導要領を逸脱した指導が行われていないか、また、児童生徒に不安感や自虐的な思いをあおる指導になっていないか、内容等について教育現場への指導を講じるよう求められました。

そこで、市町村教育長あてに、平成２６年１０月１７日付で、小中学校における平和教育に関する実態の把握及び指導について依頼文を发出したところです。

指導の内容につきましては、①政治的中立性の確保、②教育課程への適切かつ明確な位置づけ、③適切な授業時間の設定、④大分県教職員組合の活動の方針等によるものでない

こと、⑤学校運営の責任者である校長の権限と責任のもと全体計画が策定されること、の5点でございます。

この調査結果につきましては、現在当課で整理・分析を行っているところです。

今後は、調査結果を踏まえまして、これからの平和教育のあり方について、その方向性を示してまいります。

続きまして、「道德教育の現状と今後の取組」についてご説明いたします。説明資料の20ページをお開きください。

道德教育の現状につきまして、1の成果と2の課題を説明いたします。

まず、成果の1つ目は、各学校が実情に応じて創意工夫した実践を行っている点です。福祉施設を訪問したり、地域で活動する方を講師として招聘したりするなど、読み物資料を読むだけではない、体験的な学習も取り入れています。

2つ目は、道德の時間の指導時間とされている年間35時間が確保されてきた点です。以前は、他の教科の時間にすり替えられ、時間数が不足するということがありましたが、確実に改善されています。

3つ目、4つ目の教材活用や計画の作成については、通知文書や協議会等で周知してきたことが効果としてあらわれてきたと考えています。

課題につきましては、1つ目としまして、これは全国的な傾向でもありますが、一部ではあるものの道德教育の歴史的経緯にこだわるあまり道德教育に対するある種のアレルギー的な反応を示す教員がいる、または価値の押しつけではないかというような批判がございます。しかし、この点について本県では随分と改善してきたと捉えています。

2つ目としまして、道德教育及び道德の時間の学校全体の目標や児童生徒に身に付けさせたい資質や能力が具体的にないことが指導上の課題として挙げられます。その結果として、狙いの曖昧な授業となり、児童生徒の印象に残らない授業となってしまうことが3つ目です。

今後の取り組みといたしましては、現状の課題を解決する取り組みを推進していくこととなりますが、現在、文部科学省で改訂作業に入りました次期学習指導要領を踏まえることが必要と考えております。

平成30年度から、道德の時間が「特別の教科 道德」として実施となる予定です。

教科化された理念や具体的な指導方法について、研修等を通じて教員の理解を深めたいと考えております。資料の下段、枠囲みに記載しております個別の改善方策について、例えば(3)のいじめ問題や情報モラルの扱い等、一つ一つ丁寧に教員への指導を行ってまいりたいと考えております。

以上です。

**竹内委員長** ただいま執行部から説明がありましたが、ご質疑、ご意見はありませんか。

**麻生委員** ミニ懇に関して結果を見たら、私もちょっと驚いたんですが、いずれにしても、今後こういったことがないようにするためには、地域懇談会であるとか、学校とPTA会長が中心となった地域懇談会的なものは、それは否定する必要はないし、オープン教室とか、結構いろんな地域の方を招いて授業を見ていただくというようなこと、そういった機会により地域の皆さんと学校が一体的に取り組めるような環境づくりのために努力していただければと思います。

そのために平和授業も、きょうもちょうどその日だろうと思いますけれども、まさしくこういったのをよりオープンにして、問題がないかどうか、公開するのが一番大事でしょうから、それをぜひやっていただければと思います。

それから、教職員の服務規律の保持の4番目、会計検査院の指摘、返還させられるというような反省点もあっているわけでありますから、この部分は特に強くお願いを申し上げておきたいと思います。

それから最後に、平和授業に関して、内容等について教育現場への指導を講じられたいという部分で、先ほど説明がありましたが、特にPTAの保護者の方々からはこの部分、何度も言われるんですね。強く要望が出ておりますので、特にこの部分については、きょうもどんな授業をしているんだろうということを私のもとにもいろいろ寄せられております。きょうの分について、教育委員会として何か取り組みがなされているのかどうか、その辺お聞かせください。

**後藤義務教育課長** 現在、今年度の教育計画等を取り寄せて、その内容等を精査させていただいております。本日、12月8日で、開戦の事件日でございますけれども、そのことについてどのような取り組みがなされているかということについては、まだ数字等は上がっておりません。また、今年度につきましても資料を整理してまとめていきたいと思っております。

**竹内委員長** ほかにいいですか。

**小野委員** 今ありましたように、きょうは12.8、結節点という言葉に当たるところなんですけれども、先ほどからずっと報告を聞いてとって、私もずっと思い続けてきたんですが、このミニ懇にしても、それから平和教育にしても、さらにこの道徳にしても、皆これは大事なことなんですね。

ミニ懇にしても、十分に教職員と親の間で、子供を真ん中に置いた勉強会というか、話というのがなかなかできにくい状況の中で、やっぱり何とかしたいということで始めたのがこのミニ懇でもあります。

それから、平和教育についても、じっと待っている平和教育ではなくて、みずから積極的に取り組む、考える、そういう平和教育を目指すということで、40年前に始まった。その初めが教職員組合の音頭というか、それで始まったということで、いろいろと今あるわけです。これはもっと言うと、言い方は悪いけれども、教育行政そのものが十分そういったことをやっていなかったということも考えられると思うんですよ。

ですから、そこらあたりはこれからの、特に平和教育で申したいんですけれども、あの30年前の状況と今の状況というのは、時代がもう大きく変わってきているわけですね。

知事も平和教育の大事さというのは何回か述べたこともあります。現場そのものもやっぱり迷っているんです。こんなに大きく時代が変わってきた中で、これまで続けてきた平和教育で果たしていいのかというような時期に今、来ているわけですね。

それから、県が進めている、例えば合同慰霊祭とか、あるいは8月15日にサイレンを鳴らして黙禱するとか、あるいは甲子園の選手も試合をやめて黙禱というようなことがあります。こういったことが果たして平和の教育につながるのかという、そういったような時期にも来ているというふうに思います。新しい時代にふさわしい平和教育なり、労働教育なり、それから道徳教育なりはどうすればいいのかという、もっと積極的に話をする

必要が今、起きているんじゃないかなど。

そういう意味では、麻生委員の指摘もいい指摘だと思うんですよ。そういう刺激を受けて、現場の教職員もしっかり考える、行政も考える、それから地域のお父さん、お母さんにも考えてもらう。こういう雰囲気、今回のこういった状況の中で、ぜひ新しい流れにしていきたいなというような思いできょうは言っておきます。

**野中教育長** 8月以来、いろんな議論がされてきました。そういう中で、今お話があった平和教育、それから道徳教育について、県教育委員会として十分責任を果たすような仕事ができなくてこれにできなかったなという反省をしています。

ある意味、現場任せ、そこにある種の逸脱といいますか、混合といいますか、そういうのがなかったか。やはり学習指導要領にのっとって、子供たちの発達段階に合わせて、真実の史料を用いて、そして一方的な考え方をすり込むようなことはいけません。それはもう誰でも納得していただける内容だと思います。

それから、具体的に現場でどうかということまで十分議論されていなかったなと。今回、平和教育については調査もやりました。それも踏まえてオープンな形で議論しながら、子供たちにとって本当に大事な道徳、本当に大事な平和意識といいますか、そういうのをつくっていくようにしたいというふうに思います。

**竹内委員長** ほかに。

**麻生委員** 今、小野委員がおっしゃったように、今、教育長が答弁されたような部分、これは平和教育は大事です。

小学校1年生は1年生の平和授業、2年生は2年生の授業。だから、平和教育の大きなくりの中での平和授業でも、1年生とか2年生とか発達の段階に応じたちゃんとしたものをしっかりと学習指導要領にのっとって、こうしたらいいよというようなメニューを、多様性のことも踏まえて、準備をして、そして現場の先生がやりやすい環境づくりというのが非常に大事だと思いますので、そのことは求めておきたいと思います。

以上です。

**竹内委員長** 私からもつけ加えさせていただきます。

やっぱり現場の先生というのは鳥の目じゃなくて虫の目です。だから、例えば学力向上ということが出てくると、学力を上げるという虫の目を見るわけです。そしたら、これが何の目的だったかという、教育委員会の鳥の目が理解されていないわけです。そして、よくないことが起こったときに虫が責任をとるのではなくて、教育委員会が押しつけていること自体が悪いという議論に終始しているように私は思うんですね。

そういうことではいけないので、やはり鳥の目が何であるのかということの示し方、工夫がまだまだ教育委員会には必要で、例えば、ここでも道徳性の育成、道徳性って鳥の目は何を狙っているのかというのが一般の教員が理解できるでしょうかと私は思うんです。

だから、その辺の鳥の目の示し方について、きちっと一人一人の教員が本当だなというふうに思って、それを虫の目で実施していただく。そのときに、答案を前もって教えるというようなばかなことをする教員はいないと思うんです。教師自身に道徳教育が必要というように、そういう事態が起こっているわけですから、芯の通った学校組織が90%も成功しているのであれば、そういう点も芯を通してほしいなというふうに思っています。

こういう委員の真摯の意見というのは叱咤激励。教育委員会に期待することが多いから

だと思って受けとめていただくとありがたいです。よろしくお願いします。

ほかにないでしょうか。よろしいですか。

〔「なし」と言う者あり〕

**竹内委員長** ほかにご質疑等もないので、これで諸般の報告を終わります。

この際、何かありませんか。

**平岩委員** 1点だけ。この前、新聞に県の教育委員会で、義務制で臨時講師に学級担任をさせないというような表現にとれるものが出てきたんですよ。私はあれをずっと悩みながら見て、まず1つは、今、実際に臨時講師をしている人に対して大変な、尊厳を傷つけてしまったなというところ。もう1点は、それが実際できるのかなって。学級を組むときに、学級編制のときにも非常に危ういところがありますし、また、産休・育休、病休とか、いろいろ出てくるときに、臨時の人をたくさん抱えてなきゃやっていけないというような状況があるんですね。教育委員会の説明を求めればよかったんですけど、文教警察委員会が近いから、そのときにお聞きをしましょうと思いました。だから、ちょっとそのことについて話を聞かせてください。

**藤本教育人事課長** 平成27年度の公立学校教職員の人事異動方針を、去る11月4日に教育委員会で決定をいたしました。

その中で、適正な校内人事を進めるというものを受けて、人事異動の実施要綱、これは小・中学校の実施要綱になりますが、原則として校内人事における学級担任は正規職員を配置するという一文を追加したところでございます。

と申しますのも、この文教警察委員会、5月の管内視察におきましても、ある学校で臨時講師が昨年の2倍になったとか、学級担任をたくさんしているというような報告をいただきました。それと、9月の議会でも多くの臨時講師が学級担任をしているので、やはりそういった臨時講師については資質向上が不可欠であるというような一般質問もありまして、臨時講師の学級担任の状況を把握したところ、担任をしている臨時講師が、小学校で364人、中学校で153人、合計517人という状況でございました。これは全部の実学級数の、小・中とも約12.8%に相当いたします。

一方、正規教員で担任をしていない教員が、小学校で525人、中学校で695人、計1,220人という実態も現状として把握できたところでございます。

今回、原則として校内人事における学級担任は正規職員を配置するという文言を要綱に追加いたしましたのは、この校内人事というのは全て校長の校務権限ということになります。校長が人事を行う際に正規職員として果たすべき職責、これを十分にまず検討していただいて、安易にとりゃ失礼なんですけれども、臨時講師に学級担任をさせることがないようにという点が1点。それと、市町村の教育委員会が市町村内の転任人事をする際に、先ほど申し上げましたように、昨年に比べて一気に臨時講師が倍にふえるというような状況をつくってしまわないように、その辺のところは十分考えて人事をしてくださいと。この2点の理由で、この原則として校内人事における学級担任は正規職員を配置するというものをつけ加えたところであります。

当然、先ほど委員が言われましたように、病休代替とか、その辺のところについては、臨時講師が学級担任をする状況というのは生じてまいりますので、それまでも廃止する、制限するというものではございませんので、そのところで校長が十分検討して、その辺

で説明責任を果たせるような人事をしてくださいというところで、今回の文言を追加したところでございます。

**平岩委員** 校長が年度当初に人員を見てクラス担任を決めていきますよね。そこはわかるんですよ。今、実際に学級担任をしていない教員の中には、指導方法改善の工夫だとか、それから学力向上支援だとか、体力向上支援だとか、専科の教員も含まれていると捉えていいんですか。

**藤本教育人事課長** はい。そういった県の教育委員会が学力向上施策、体力向上施策ということで、加配をどう活用していくかということで、その範囲については正規教員を充てて施策の徹底をとということでやっていますので、その辺については正規教員を充てる一方、かわりに臨時講師が学級担任をとという状況は出てくるかと思えます。それをどの学校でも全てそういった状況があるとは限りませんので、その学校、学校ごとに十分検討した上で人事をしてくださいという意味を込めての今回の実施要綱の追加でございます。

**平岩委員** もう時間が随分下がっていますので、またお聞きします。

**竹内委員長** この際、ぜひにという方はおられますか。

**麻生委員** 1点、ちょっと先ほどの委員会のやりとりの中で、陳情・請願はどなたでも真摯に受け付けないといけないわけですから、こういった方かといったやりとりの部分、これは議事録から削除すべき内容じゃないかと思うんですが、それは後ほど発言者と答弁者から、両方問題があるかと思えますので、協議して委員長のほうで対応、そのほうがいいでしょう。

基本的には、すべての陳情については県外の方でも全て、とにかく受け付けて、丁寧に各項目について審議するという形なので、こういった方というのは本来、聞かれたけん答えたのかもしれないけど、それは答えるのもいかんと思う。

**竹内委員長** ちょっと解釈にまた多様な意見が出てきて、ここで。後でやることにします。

**竹内委員長** ほかにないようですので、これをもちまして、教育委員会関係の審査を終わります。

執行部はお疲れさまでした。

〔教育委員会、委員外議員退室〕

**竹内委員長** 次に、閉会中の所管事務調査の件について、お諮りいたします。

お手元に配付のとおり、各事項について閉会中、継続調査をいたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**竹内委員長** ご異議がないので、所定の手続をとることにいたします。

この際、何かありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**竹内委員長** 別に、ないようですので、これをもちまして、本日の委員会を終わります。

お疲れさまでした。